

4 議案の要旨・附帯決議

内閣提出法律案

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第1号)

(衆議院 28. 10. 4可決 参議院 10. 6総務委員会付託 10. 11本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、地方財政の状況等に鑑み、平成28年度分の地方交付税の総額について、平成28年熊本地震による災害に係る復興基金の創設のための特別の財政需要に対応するため、510億円を加算するとともに、東日本大震災に係る復興事業等の実施のための特別の財政需要に対応するため、震災復興特別交付税に充てるための165億3,831万8,000円を加算する。
- 二、平成28年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例を改正する。
- 三、この法律は、公布の日から施行する。

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律案(閣法第2号)

(衆議院 28. 10. 28可決 参議院 10. 31国土交通委員会付託 11. 11本会議可決)

【要旨】

本法律案は、中央新幹線の速やかな建設を図るため、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構について、当分の間、当該建設に要する費用に充てる資金の一部を貸し付ける業務を行わせるための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構は、当分の間、中央新幹線の速やかな建設を図るため、中央新幹線に係る建設主体に対し、当該建設に要する費用に充てる資金の一部を貸し付けるものとする。
- 二 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 三 この法律は、公布の日から施行することとする。

【附帯決議】(28. 11. 10国土交通委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 政府は、中央新幹線が民間企業により推進されるプロジェクトであることを踏まえ、外部からの働きかけによってＪＲ東海における「経営の自主性」が損なわれることのないよう、十分配慮すること。
- 二 政府は、ＪＲ東海が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から貸し付けられる資金を活用し、中央新幹線における東京・大阪間の開業年度の前倒しに向けて積極的に建設を推進できるよう、必要な環境整備に努めること。
- 三 政府は、国鉄時代に経営上の重要事項について政治的解決が図られることがあり、その結果として、一部の財政投融资が採算性が不確実な路線の建設等に用いられた過去の教訓を踏まえつつ、インフラ整備に対する財政投融资の活用に際しては、政策的必要性や対象となる事業の採算性を十分考慮すること。
- 四 全国新幹線鉄道整備法に基づく建設主体は、引き続き労働災害の防止を始め、工事作業の安全性が十分確保されるよう万全を期すとともに、適宜施工状況の把握に努めつつ、実行可能な工事実施計画の履行に努めること。また、政府は計画の推進に関して、建設主体の安全性確保に係る判断を最大限に尊重しつつ、環境の保全や、安全かつ確実な施工に努めるよう指導・監督すること。
- 五 政府は、幹線鉄道ネットワークが地方創生に重要な役割を果たすことを踏まえ、既存の整備新

幹線計画に加えて、基本計画路線も含めた幹線鉄道ネットワークの構築に向け、努めること。あわせて、政府は、交通政策基本法の理念や総合交通政策の推進という観点から、公共交通全体を見据えた輸送の在り方について、主体的立場で地域と連携して検討を進め、地域の持続可能な移動・輸送手段の構築を図ること。

右決議する。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律案(閣法第3号)

(衆議院 28.11.8可決 参議院 11.9財政金融委員会付託 11.18本会議可決)

【要旨】

本法律案は、世界経済の不透明感が増す中、新たな危機に陥ることを回避するため、あらゆる政策を講ずることが必要となっていることを踏まえ、国税に関し、消費税率引上げの実施時期の変更及びこれに関連する税制上の措置について、所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、消費税率の引上げ時期の変更等

消費税率の10%（うち国分は7.8%）への引上げの施行日を平成29年4月1日から平成31年10月1日へ変更する等の見直しを行う。

二、消費税率の引上げ時期の変更に伴う措置

- 1 消費税の軽減税率制度の導入時期を平成29年4月1日から平成31年10月1日へ変更する。
- 2 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入時期を平成33年4月1日から平成35年10月1日へ変更する。
- 3 インボイス制度導入までの経過措置である売上・仕入税額の計算の特例について、中小事業者向けの特例の導入時期を2年6月延期するとともに、大規模事業者向けの特例は措置しない。
- 4 消費税の軽減税率制度の導入に当たっての必要な措置（平成28年度税制改正法附則第170条）について、平成28年度末までに安定的な恒久財源を確保するため歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずるとした時期を平成30年度末までに変更する。

三、住宅ローン減税制度の適用期限を平成31年6月30日から平成33年12月31日へ延長するとともに、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置（最大3,000万円）の適用期間を変更する等の見直しを行う。

四、地方法人税の税率の引上げ時期の変更

地方法人課税の偏在是正措置である地方法人税率の10.3%（現行4.4%）への引上げの施行日を平成29年4月1日から平成31年10月1日へ変更する。

五、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(閣法第4号)

(衆議院 28.11.8可決 参議院 11.9総務委員会付託 11.18本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地方消費税率引上げ時期の変更等

地方消費税の税率引上げの実施時期を平成31年10月1日とするとともに、消費税に係る地方交付税の率の変更等を行う。

二、地方法人課税の偏在是正措置の実施時期の変更等

法人住民税法人税割の税率の引下げの実施時期及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の廃止時期の変更等を行う。

三、車体課税の見直しの実施時期の変更等

自動車取得税の廃止時期並びに自動車税及び軽自動車税における環境性能割の導入時期の変更等を行う。

四、その他

1 個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長を行う。

2 この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】(28.11.17総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、地方公共団体の行政需要の増大、引き続き厳しい地方財政の状況等に鑑み、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、地方消費税率の引上げの再延期に当たっては、社会保障の充実に係る施策の実施に関し、国の責任において安定財源を確保し、地方公共団体の財政運営に支障を来すことのないよう、地方交付税原資分も含め、必要な財政措置を確実に講じ、地方に負担を転嫁しないこと。

二、地方税の税源の偏在是正については、不断に取り組むことが重要であり、必要な措置を講ずること。

三、地方消費税率の引上げ時に導入される自動車税及び軽自動車税の環境性能割について税率区分を設定するに当たっては、廃止される自動車取得税に見合う財源を確保し、地方財政に影響を及ぼすことがないようにすること。

四、地方税については、地方財政の自主性・自立性を保障するとともに、安定的で充実した財源の確保を可能とする地方税制の構築を図ること。

右決議する。

金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保するための金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第5号)

(衆議院 28.11.17可決 参議院 11.21財政金融委員会付託 11.25本会議可決)

【要旨】

本法律案は、金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保するため、金融機関等の資本の増強に関する措置等の期限延長を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部改正

金融機関等が国の資本参加の申込みをする期限を平成34年3月31日まで5年間延長する。

二、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部改正

金融機関等が経営基盤強化に関する計画を主務大臣に提出する期限を平成34年3月31日まで5年間延長する。

三、保険業法の一部改正

生命保険契約者保護機構が行う資金援助等に関する政府補助の特例措置を平成34年3月31日まで5年間延長する。

四、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正

銀行等保有株式取得機構が行う会員等からの株式等の買取り等の期限を平成34年3月31日まで、同機構の存続期限を平成44年3月31日まで、それぞれ5年間延長する。

五、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】(28.11.24財政金融委員会議決)

政府及び関係者は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 金融機能の強化のための特別措置に関する法律に基づく制度の運用に当たっては、中小企業金融の更なる円滑化に資するものとなるよう十分に配慮すること。

また、地域金融機関が積極的に資金供給を行い、その役割を十分発揮できるよう、担保・保証

に必要以上に依存しない地域密着型金融への取組を更に推進すること。

- 一 銀行等保有株式取得機構が保有する株式等については、市場の状況及び国民負担につながる損失回避等を勘案しつつ、その処分を早期に進めるよう最大限の努力をし、処分後において、同機構は、速やかに解散すること。

右決議する。

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(閣法第6号)

(衆議院 28.11.1可決 参議院 11.2厚生労働委員会付託 11.16本会議可決)

【要旨】

本法律案は、公的年金制度の保障機能の強化のため、老齢基礎年金等の受給資格期間の短縮に係る規定を早期に施行しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行期日を平成29年8月1日とする。
- 二 この法律は、公布の日から施行する。ただし、国の負担等に係る費用の財源に関する経過措置については、平成29年8月1日から施行する。

公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案(閣法第7号)

(衆議院 28.11.17可決 参議院 11.17政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 11.28本会議可決)

【要旨】

本法律案は、有権者が投票しやすい環境を整えるため、在外選挙人名簿の登録申請の方法の見直し、選挙人名簿の内容確認手段の閲覧への一本化、都道府県選挙の選挙権に係る同一都道府県内移転時の取扱いの見直しを行うとともに、最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票の投票期間を延長するなどの措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、公職選挙法の一部改正

- 1 在外選挙人名簿の登録制度について、その利便性を向上させるため、最終住所地の市町村の選挙人名簿に登録されている者は、国外転出時に、その市町村の選挙管理委員会に対し、在外選挙人名簿への登録の移転の申請を行うことができる。申請を受けた選挙管理委員会は、申請者が国外に住所を定めたことを外務省を通じて確認した上で、在外選挙人名簿への登録の移転を行う。
- 2 選挙人名簿の内容確認手段について、縦覧の件数が極めて少ないことや個人情報保護の要請が高まっていることなどを踏まえ、縦覧制度を廃止し、個人情報保護に配慮した規定が整備されている閲覧制度に一本化する。
- 3 都道府県選挙の選挙権について、同一都道府県内であれば、市町村を単位として2回以上住所を移した場合であっても、その選挙権を失わないこととする。

二、最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正

最高裁判所裁判官の国民審査について、期日前投票の投票期間を、衆議院議員の総選挙と同様、総選挙の公示日の翌日から開始する。

三、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(28.11.25政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、各種選挙における投票率の向上を図り、また、国民の投票機会が公平かつ容易に確保されるよう、不在者投票については、確実な本人確認の実施などにより制度の安定性を担保しつつ簡便化を図る等、有権者が投票しやすい投票環境の向上を図るとともに、更な

る充実した不在者投票制度の広報及び周知の在り方について速やかに検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずべきである。

右決議する。

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案(閣法第8号)

(衆議院 28. 11. 1可決 参議院 11. 7経済産業委員会付託 11. 11本会議可決)

【要旨】

本法律案は、我が国企業による石油等の資源の確保を促進するため、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）について、海外における石油の採取に係る出資業務、探鉱権等の取得業務及び政府保証付き長期借入金等の対象の拡充等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、機構の業務について、次の業務を行うことができるようにする。

- 1 海外における石油の採取に必要な資金であって、権利譲受け資金以外のものを供給するための出資
- 2 海外における石油等の探鉱及び採取をする権利を取得するために必要な権利等の取得
- 3 石油等の探鉱及びこれに必要な地質構造の調査に必要な船舶の貸付け

二、機構の業務の範囲から、石油等の探鉱に係る債務保証業務を削除する。

三、機構の業務規定の改正に伴い、経理の区分を変更する。

四、機構が行う長期借入金等について、海外における石油等の採取及び可燃性天然ガスの液化に必要な資金を供給するための出資に必要な費用を対象とする。

五、この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】(28. 11. 10経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）における案件の審査に当たっては、石油等の安定的かつ低廉な供給に資するという法の趣旨に厳格に従うとともに、当該案件の採択による現在及び将来の我が国国内の資源やエネルギー産業に対する影響、相手国の環境・社会面への影響等多方面から検討が行われるよう努めること。
- 二 海外資源会社の買収や産油国国営石油企業株式の取得等の新たに拡充する支援については、経済性の低い権利の取得等が行われ将来の国民負担が生じる懸念があることを十分踏まえ、機構内において厳格な審査を行い得る人材を確保するほか、外部の専門家による資産評価や第三者委員会による確認の手続等の審査体制の整備を通じ、業務に係る意思決定の客観性・透明性を確保するとともに、事後の評価に資する十分な情報公開が行われるよう努めること。
- 三 海外資源会社への出資等の業務により獲得される石油等については、低廉で安定的な供給に資するよう、我が国におけるニーズを把握した上でその利用のために万全の対応を図るとともに、対象となる国からの輸入状況等について、適切な情報開示を行い、説明責任を果たすこと。
- 四 石油等開発技術は、将来に向けて更なる高度化・広範囲化が求められ、技術が複雑化していることを踏まえ、機構において、幅広い知見を持ち、最適な技術を選択できる人材の育成が積極的に行われるよう取り組むこと。
- 五 産油国国営石油企業株式の取得に当たっては、国営企業との間で長期的かつ総合的な取組を進め、信頼関係の構築により将来の権益獲得に資するものとなるよう、担当人材の育成等の組織体制の強化等に努めること。

あわせて、産油国との戦略的パートナーシップの構築に資するよう、資源外交を積極的に展開するとともに、将来的な権益獲得に向けて、政府、機構、民間資源開発会社が緊密に連携して取り組むこと。

右決議する。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第9号)

(衆議院 28.11.8可決 参議院 11.9内閣委員会付託 11.16本会議可決)

【要旨】

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成28年8月8日付けの職員の給与の改定に関する勧告並びに国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正についての勧告に鑑み、一般職の国家公務員について、俸給月額、初任給調整手当、扶養手当及び勤勉手当の額の改定、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大並びに介護のため1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇の新設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正

- 1 指定職俸給表を除く全ての俸給表について、俸給月額を若年層に重点を置きながら引き上げる。
- 2 専門スタッフ職俸給表に4級を新設する。
- 3 初任給調整手当について、医療職俸給表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師並びに医療職俸給表(一)以外の俸給表の適用を受ける医師及び歯科医師のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする官職を占める職員に対する支給月額の限度額を引き上げる。
- 4 勤勉手当の支給割合を年間0.1月分引き上げる。
- 5 扶養手当について、子以外の扶養親族に係る扶養手当は、行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの等に対しては支給しないこととするとともに、配偶者に係る扶養手当の月額を6,500円(行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの等にあつては3,500円)に引き下げ、子に係る扶養手当の月額を1万円に引き上げる。

二、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正

育児休業、育児短時間勤務及び育児時間の対象となる子について、特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として人事院規則で定める者に拡大する。

三、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正

- 1 子の養育を行う職員であつて、職員の申告を経て日曜日及び土曜日に加えて週休日进行を設け、及び勤務時間を割り振ることができる職員に関し、その対象となる子について、二と同様の改正を行う。
- 2 介護休暇は、職員が要介護者の介護をするため、各省各庁の長が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。
- 3 職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇を新設する。

四、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正

行政執行法人の職員について、三の2及び3に準じた措置を講ずる。

五、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、二、三及び四は平成29年1月1日から、一の2及び五は平成29年4月1日から施行し、一の1及び3は平成28年4月1日から適用する。
- 2 その他この法律の施行に関し必要な措置等を定める。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第10号)

(衆議院 28.11.8可決 参議院 11.9内閣委員会付託 11.16本会議可決)

【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、俸給月額及び期末手当の改定

- 1 秘書官の俸給月額について、一般職の職員の給与改定に準じて引き上げる。
- 2 内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の期末手当の支給割合について、一般職の職員の給与改定に準じて引き上げる。

二、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、一の1は平成28年4月1日から適用する。
- 2 その他この法律の施行に関し必要な措置等を定める。

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第11号)

(衆議院 28.11.18可決 参議院 11.21総務委員会付託 11.25本会議可決)

【要旨】

本法律案は、育児又は介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員について、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するとともに、介護のため一日の勤務時間の一部につき勤務しないことができるようにする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、育児休業等の対象となる子について、職員が特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者であって、当該職員が現に監護するもの等を含むものとする。
- 二、職員は、要介護家族の介護をするため、3回を超えず、かつ、合算して93日を超えない範囲内で任命権者等が指定する期間内において、休業をすることができることとする。
- 三、職員は、負傷し、若しくは疾病にかかった子の世話又は要介護家族の介護その他の世話を行うため、一日未満の単位で休暇を取得することができることとする。
- 四、任命権者等は、職員が要介護家族を介護するために請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、所定労働時間を超えて勤務しないことを承認しなければならないこととする。
- 五、職員は、任命権者等の承認を受けて、要介護家族の介護をするため、連続する3年の期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないことができることとする。
- 六、任命権者等は、職場において行われる職員に対する育児休業、介護をするための休業等の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されることのないよう、必要な体制の整備等雇用管理上必要な措置を講じなければならないこととする。
- 七、この法律は、平成29年1月1日から施行する。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第12号)

(衆議院 28.11.8可決 参議院 11.21法務委員会付託 11.25本会議可決)

【要旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額の改定を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 報酬月額の改定

一般の政府職員の給与改定（民間の給与水準に合わせた給与月額の引上げ）に伴い、裁判官の報酬月額を引き上げる。

二 施行期日等

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定は、平成28年4月1日から適用する。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第13号)

(衆議院 28.11.8可決 参議院 11.21法務委員会付託 11.25本会議可決)

【要旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額の改定を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 俸給月額の改定

一般の政府職員の給与改定（民間の給与水準に合わせた給与月額の引上げ）に伴い、検察官の俸給月額を引き上げる。

二 施行期日等

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定は、平成28年4月1日から適用する。

裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第14号)

(衆議院 28.11.8可決 参議院 11.21法務委員会付託 11.25本会議可決)

【要旨】

本法律案は、裁判官の育児休業の対象となる子の範囲を拡大しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 育児休業の対象となる子の範囲の拡大

裁判官の育児休業の対象となる子について、特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者であって、当該裁判官が現に監護するもの、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である裁判官に委託されている児童のうち、当該裁判官が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として最高裁判所規則で定める者を含むものとする。

二 施行期日等

- 1 この法律は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 関係法律の規定の整備を行う。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第15号)

(衆議院 28.11.18可決 参議院 11.21外交防衛委員会付託 11.25本会議可決)

【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額並びに自衛官候補生の自衛官候補生手当の月額、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（以下「学生」という。）の学生手当の月額及び生徒の生徒手当の月額を一般職の国家公務員の例に準じて改定する。
- 二、常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される12月期の期末手当の支給割合を100分の167.5に引き上げる。
- 三、常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される6月期及び12月期の期末手当の支給割合をそれぞれ100分の162.5とする。
- 四、子以外の扶養親族に係る扶養手当が支給されない職員等について、政令で定める。
- 五、本法律は、公布の日から施行し、一については平成28年4月1日から適用する。ただし、三及び四については平成29年4月1日から施行する。

商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律案(閣法第16号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、社会経済情勢の変化に鑑み、航空運送及び複合運送に関する規定の新設、危険物についての荷送人の通知義務に関する規定の新設、船舶の衝突、海難救助、船舶先取特権等に関する規定の整備等を行うとともに、商法の表記を現代用語化しようとするものである。

教育公務員特例法等の一部を改正する法律案(閣法第17号)

(衆議院 28. 11. 8可決 参議院 11. 9文教科学委員会付託 11. 18本会議可決)

【要旨】

本法律案は、学校教育関係職員の資質の向上を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、教育公務員特例法の一部改正

- 1 文部科学大臣は、公立の小学校等の校長及び教員の計画的かつ効果的な資質の向上を図るため、2の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針（以下「指針」という。）を定めるものとする。
- 2 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標（以下「指標」という。）を定めるものとするとともに、指標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ4の協議会において協議するものとする。
- 3 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を踏まえ、当該校長及び教員の研修について、毎年度、体系的かつ効果的に実施するための計画を定めるものとする。
- 4 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標の策定に関する協議並びに当該指標に基づく当該校長及び教員の資質の向上に関して必要な事項についての協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織するものとするとともに、協議会は、指標を策定する任命権者及び公立の小学校等の校長及び教員の研修に協力する大学等をもって構成するものとし、協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならないものとする。
- 5 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、10年経験者研修を改めた中堅教諭等資質向上研修として、当該教諭等に対して、個々の能力、適性等に応じて、公立の小学校等における教育に関し相当の経験を有し、その教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るために必要な事項に関する研修を実施しなければならないものとする。

二、教育職員免許法の一部改正

- 1 小学校教諭の特別免許状の教科として外国語を追加するものとする。
- 2 文部科学大臣が行う免許状更新講習の認定、教員資格認定試験の実施及び文部科学大臣の認定する講習等の認定に関する事務（以下「認定等事務」という。）を独立行政法人教職員支援機構に行わせるものとする。
- 3 普通免許状の授与を受けるために大学において修得することを必要とする最低単位数に係る科目の区分を統合するものとする。

三、独立行政法人教員研修センター法及び独立行政法人教職員支援機構法の一部改正

名称を独立行政法人教職員支援機構に改めるとともに、新たな業務として、指標の策定に関する専門的な助言、学校教育関係職員としての職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及並びに二の2の認定等事務を追加する。

四、附則

この法律は、平成29年4月1日から施行するものとする。ただし、二の1に係る規定について

は公布日から、二の２に係る規定については平成30年４月１日から、二の３に係る規定については平成31年４月１日から施行するものとする。

【附帯決議】（28. 11. 17文教科学委員会議決）

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、文部科学大臣が策定する指針については、教育委員会等が地域の実情に合わせた指標を自主的・自律的に定めるための大綱的な内容のものとし、地域や学校現場に対する押し付けにならないようにすること。
- 二、教育委員会等が策定する指標については、画一的な教員像を求めるものではなく、全教員に求められる基礎的、基本的な資質能力を確保し、各教員の長所や個性の伸長を図るものとする。また、同指標は、教員の人事評価と趣旨・目的が異なるものであることを周知すること。
- 三、指標の策定に関する協議会においては、任命権者の判断の下、教育委員会や大学の教員養成課程の関係者のみならず、地域の実情に応じ、多様な教育関係者等で構成するよう努めることとし、協議等を通じて、地域における課題や学校現場の状況を指標等に反映させること。また、協議の内容等について積極的な情報公開を行うとともに、協議会の構成員以外の者からも幅広く意見を聴取するよう努めること。
- 四、指標を踏まえた教員研修計画の策定に当たっては、教員が主体的に研修に取り組むことができるよう配慮しつつ、教員の資質能力の向上に資する効果的・効率的な研修計画を体系的に整理し、教員の更なる過重負担を招かないようにすること。また、教員は現場で育つということを考慮し、日常の校内研修の充実を図ること。
- 五、中堅教諭等資質向上研修の実施に当たっては、10年経験者研修と免許状更新講習の時期等が重複することによる教員の負担を軽減する観点から、免許状更新講習の科目と中堅教諭等資質向上研修の科目の整理・合理化や相互認定の促進を図ること。
- 六、中堅教諭等資質向上研修の実施時期の設定に当たっては、指標に基づき、地域・学校現場の実情を踏まえ、柔軟な取扱いとするよう周知すること。
- 七、学校現場で多忙を極める教員が、児童・生徒と向き合う時間や教材研究の時間を確保しつつ法の趣旨にのっとり効果的な研修を受講できるよう、事務職員や他の専門スタッフの拡充を推進するとともに、昨年６月に「教育現場の実態に即した教職員定数の充実にに関する決議」を全会一致で行ったことを踏まえ、教職員定数の計画的拡充を図ること。
- 八、小学校における外国語の特別免許状の授与を決定するに当たっては、外国語の能力のみに偏重することのないよう、教育職員検定において、教員としての熱意や教科専門性を十分に問うものとする。また、外国語が教科化される予定であることを踏まえ、特別免許状が例外的な措置であることに留意しつつ、小学校における外国語の専科担任制の拡充について検討すること。
- 九、独立行政法人教職員支援機構の運営に当たっては、事務の効率化に努め、機構の業務範囲の拡大が組織の定員や予算の肥大化につながらないようにすること。また、同機構が行う研修、調査研究等が、私立学校教職員の資質能力の向上等にも資するよう引き続き配慮すること。

右決議する。

割賦販売法の一部を改正する法律案(閣法第18号)

（衆議院 28. 11. 17可決 参議院 11. 22経済産業委員会付託 12. 2本会議可決）

【要旨】

本法律案は、クレジットカード番号等の漏えい等及び不正な利用による被害が増加している状況に鑑み、販売業者等に対してクレジットカード番号等の適切な管理及び不正な利用の防止を行わせるため、クレジットカード番号等を取り扱うことを販売業者等に認める契約を締結することを業とする者（以下「クレジットカード番号等取扱契約締結事業者」という。）について登録制度を設け、当該販売業者等の調査を義務付ける等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、包括信用購入あっせん関係販売業者等の書面交付義務の緩和

包括信用購入あっせん関係販売業者等に課されているクレジットカード利用時の書面交付義務を情報提供義務に代え、購入者等から求められたときは書面交付しなければならないものとする。

二、クレジットカード番号等の適切な管理義務

クレジットカード等購入あっせん関係販売業者等は、経済産業省令で定める基準に従い、その取り扱うクレジットカード番号等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他のクレジットカード番号等の適切な管理のために必要な措置等を講じなければならない。

三、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録制度の創設

クレジットカード番号等取扱契約の締結は、登録を受けた法人でなければ、業として行ってはならない。

四、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の販売業者等に対する調査義務等

クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、販売業者等に関し、クレジットカード番号等の適切な管理又は利用者によるクレジットカード番号等の不正な利用の防止に支障を及ぼすおそれの有無に関する事項であって経済産業省令で定める事項について調査し、必要な措置を講じなければならない。

五、クレジットカード番号等の不正利用防止義務

クレジットカード等購入あっせん関係販売業者等は、経済産業省令で定める基準に従い、利用者によるクレジットカード番号等の不正な利用を防止するために必要な措置を講じなければならない。

六、施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(28.12.1経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 クレジットカード決済を利用した悪質加盟店の排除の実効性を確保するため、消費者からカード発行会社に寄せられた苦情が加盟店契約会社等に適切かつ迅速に伝達されるよう、的確な対応を図るとともに、加盟店契約会社等が悪質加盟店情報を集約することにより、加盟店に対する調査及び措置が効果的に講じられるよう、事業者の実効的な取組を促進すること。また、翌月一括払いの取引については、事業者の自主的な取組の状況を検証した上で、必要に応じてカード発行会社の苦情伝達・処理の義務付けについて検討を行うこと。
- 二 クレジットカード情報の漏えい事故や不正利用被害を防止するため、加盟店契約会社等による加盟店に対する情報管理体制の調査の実施状況を適宜把握し、その実効性を確保するとともに、認定割賦販売協会とも緊密に連携し、加盟店のセキュリティ対策の進捗状況を「見える化」するための方策を積極的に講じ、消費者が安全な加盟店を選択できる環境を整備すること。
- 三 消費者に対し、クレジットカード決済の利用明細をチェックすることやカード情報セキュリティの重要性等を積極的に啓発するとともに、消費者が被害の拡大防止や回復を図る際に有用と思われる知識について、分かりやすく周知すること。また、消費生活センターにおける相談処理機能の一層の向上に向けた研修の充実を図ること。
- 四 フィンテック企業等の決済代行会社について、登録が必要となる範囲を明確にするとともに、海外の加盟店契約会社や決済代行会社が関係する不適正取引等から消費者を保護できるよう適切な対応を行うこと。
- 五 加盟店におけるクレジットカード決済端末の100パーセントＩＣ対応化等をできるだけ早期に達成するため、必要な支援を実施すること。
右決議する。

道路運送法の一部を改正する法律案(閣法第19号)

(衆議院 28.11.22可決 参議院 11.22国土交通委員会付託 12.2本会議可決)

【要旨】

本法律案は、旅客自動車運送事業に係る輸送の安全及び利用者の利便の確保を図るため、旅客自動車運送事業の許可の欠格事由を拡充するとともに、事業の休止及び廃止に係る届出制度の見直し等の措置を講ずるほか、最近の一般貸切旅客自動車運送事業をめぐる事故等の発生状況に鑑み、一般貸切旅客自動車運送事業の許可に係る更新制の導入等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 不適格者の安易な再参入を防止するため、旅客自動車運送事業の許可及び運行管理者の資格について、欠格期間を2年から5年へ延長するとともに、許可の取消を受けた者と密接な関係を有する者、処分逃れを目的として監査後に事業の廃止の届出をした者等の参入を制限し、事業の休業廃止の届出を事後届出制から30日前までの事前届出制とすることとする。
- 二 一般貸切旅客自動車運送事業に係る許可について、5年ごとの更新制を導入することとする。
- 三 一般貸切旅客自動車運送事業に係る旅客自動車運送適正化事業実施機関は、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する指導等の適正化事業の実施に必要な経費に充てるため、一般貸切旅客自動車運送事業者から負担金を徴収することができることとする等、所要の規定を設けることとする。
- 四 輸送の安全確保命令に違反した一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗合旅客自動車運送事業者に対する法定刑を強化するとともに、法人重科規定を設けることとする。
- 五 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 六 この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、二の改正規定等は、平成29年4月1日から施行することとする。

【附帯決議】(28.12.1国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 貸切バス業界の健全な発展を図り、利用者の安全・安心を確保するため、その規制の在り方について不断に検証を行うとともに、貸切バス運転者の労働条件の改善、旅行業者やランドオペレーターなど発注者側が優越的地位を濫用して道路運送法の目的を形骸化させるような行為を防止すること等について、関係省庁間の連携や業界団体との協議はもとより、必要に応じて関係法令を見直すなど、適時適切な対応を講ずること。
- 二 優良な貸切バス事業者を奨励・育成する観点から、貸切バスの安全対策に係る補助や税制等の支援策の一層の拡充及び周知・活用の促進に努めること。また、本法が定める貸切バスの安全対策を確実に実行するため、国土交通省の監査体制を拡充・強化し、必要かつ十分な人員及びその専門性の確保を図るとともに、貸切バス事業の許可の新規・更新申請時の審査を厳格に行い、不適格な事業者が市場から確実に排除されるよう、施策の実効性を担保すること。
- 三 民間指定機関による貸切バス事業者への巡回指導等の適正化事業の実施・運用に当たっては、国の監査体制を補完する上で真に実効性のある取組となるよう適切な支援や指導監督を行うこと。また、本法施行後、民間指定機関が速やかに全国で設立されることにより、全ての貸切バス事業者が巡回指導の対象となるよう努めること。さらに、民間指定機関が事業者から徴収する負担金が過大なものとならないよう、認可に当たって十分配慮すること。

右決議する。

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案(第189回国会閣法第30号)

(衆議院 28.10.25修正議決 参議院 10.28法務委員会付託 11.18本会議可決)

【要旨】

本法律案は、外国人の技能実習における技能等の適正な修得等の確保及び技能実習生の保護を図るため、技能実習を実施する者及び実施を監理する者並びに技能実習計画についての許可等の制度

を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、技能実習制度の適正化

- 1 技能実習の基本理念及び関係者の責務規定を定めるとともに、技能実習に関し基本方針を策定する。
- 2 技能実習生ごとに作成する技能実習計画について認定制とし、技能実習生の技能等の修得に係る評価を行うことなどの認定の基準や認定の欠格事由のほか、報告徴収、改善命令、認定の取消し等を規定する。
- 3 実習実施者について、届出制とする。
- 4 監理団体について、許可制とし、許可の基準や許可の欠格事由のほか、遵守事項、報告徴収、改善命令、許可の取消し等を規定する。
- 5 技能実習生に対する人権侵害行為等について、禁止規定を設け、違反に対する所要の罰則を規定するとともに、技能実習生に対する相談や情報提供、技能実習生の転籍の連絡調整等を行うことにより、技能実習生の保護等に関する措置を講ずる。
- 6 事業所管大臣等に対する協力要請等を規定するとともに、地域ごとに関係行政機関等による地域協議会を設置する。
- 7 外国人技能実習機構を認可法人として新設し、技能実習計画の認定及び監理団体の許可に関する事務、実習実施者及び監理団体に対する実地検査、技能実習生に対する相談及び援助等の業務を行わせる。

二、技能実習制度の拡充

現在二段階となっている技能実習に新たに第三段階を設け、第二段階の目標を達成した者は、この第三段階に進み、優良な実習実施者及び監理団体の下で、より高度な技能実習を行うことを可能とする。

三、その他

技能実習の在留資格を規定する出入国管理及び難民認定法の改正を行うほか、所要の改正を行う。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（衆議院修正）から施行する。ただし、一七については、公布の日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、技能実習計画に記載すべき技能実習生の待遇の内容として、報酬、労働時間、休日、休暇、宿泊施設、技能実習生が負担する食費及び居住費を明記すること、主務大臣が技能実習計画を認定する際の基準として、技能実習生に対する報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であることを明記すること、外国人技能実習機構の業務として、技能実習を行うことが困難となった技能実習生であって引き続き技能実習を行うことを希望するものが技能実習を行うことができるよう、技能実習生からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うとともに、実習実施者、監理団体その他関係者に対する必要な指導及び助言を行う業務を明記すること等の修正が行われた。

【附帯決議】（28.11.17法務委員会議決）

政府及び外国人技能実習機構は、本法の施行に当たり、次の事項について万全を期すべきである。

- 一 政府は、技能実習制度が我が国の有する技能等を発展途上国等へ移転するという国際貢献を本旨とする制度であることを十分認識し、本法第3条第2項に規定する基本理念に従って、国内の人手不足を補う安価な労働力の確保策として悪用されないよう本法を厳格に執行すること。
- 二 技能実習生の待遇について、本法の基本理念の実現及び実習実施者による出入国又は労働に関する法令遵守の確保のため、以下の取組を行うこと。
 - 1 外国人技能実習機構は、技能実習計画の認定に当たり、実習実施者に対し、技能実習生の報酬の額が、日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であることの説明責任を課するとともに、技能実習生の技能等の修得等に応じてその報酬等も向上するよう、第2号技能実習生及び第3

号技能実習生の予定賃金については、それぞれ当該技能実習生の第1号技能実習及び第2号技能実習における賃金を上回るように指導すること。

- 2 政府は、技能実習生の報酬にとどまらず、報酬からの控除の実態把握にも努めるとともに、本法第7条第2項の基本方針において、技能実習生に支払われる報酬から、不当な控除が行われることにより技能実習生の生活に支障が生じることがないように留意すべき旨を定めること。
 - 3 政府は、労働時間の実態を把握するため、技能実習生の労働時間に関する調査を実施するとともに、長時間労働の是正に向けた措置を講ずること。また、本法第7条第2項の基本方針において、違法な時間外労働など労働時間に係る労働法令違反が行われることがないように定めること。
 - 4 政府は、長時間労働により過労死が疑われる死亡事案が発生した場合において、国外に居住する遺族による労災申請を円滑に行うことが可能となるよう、遺族への必要な支援を行うこと。
 - 5 政府は、技能実習生が負担する食費及び居住費その他強制・半強制的に徴収される手数料等の把握に努めるとともに、本法第7条第2項の基本方針において、休日、休暇、宿泊施設等の技能実習生の待遇について日本人と不当に差別されることのないようにする等、技能実習生の権利が確実に保護され、適正な技能実習が行われることを定めること。
 - 6 外国人技能実習機構は、実習実施者及び監理団体の実地検査について、適正かつ実効性ある検査が実施できる体制と専門性を確保するとともに、適時、予告をしない検査も含めて行うこととし、その際、1の内容並びに2、3及び5の基本方針にのっとり割増賃金等の報酬の支払の実績、残業時間を含む総実労働時間の実情その他技能実習生を巡る待遇の状況を、帳簿類の点検のほか、技能実習生及び日本人従業員からの意見の聴取など、実態を的確に把握できる方法により確認すること。なお、その際には、技能実習生及び日本人従業員が不利益を被ることがないように万全の配慮を行うこと。
 - 7 外国人技能実習機構は、本法を含め、出入国又は労働に関する法令に違反する事実を把握した場合には、地方入国管理局、都道府県労働局等に対し、通報、情報提供等を行うとともに、事案の重大性に応じ、告発を行うことも視野に、厳格な指導監督に努めること。
 - 8 政府は、本法第7条第2項の基本方針において、技能実習生が実習期間の途中でその意に反して帰国させられることのないよう留意すべきこと、技能実習計画の実施途中で技能実習を中止して帰国する場合については、原則、事前に届け出ることを定めること。また、外国人技能実習機構は、基本方針に基づき、実習実施者及び監理団体に対する指導・監督を徹底すること。
- 三 政府は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のため、速やかに、実習の実施に関する責任者及び監理責任者が受講すべき出入国又は労働に関する法令等の知識の向上を図るための講習を整備し、その受講を義務化すること。
- 四 技能実習生の実習先の変更について、本法の目的の達成及び技能実習生の人権保障の観点から、以下の取組を行うこと。
- 1 外国人技能実習機構は、実習先の変更を求める技能実習生からの相談に丁寧に応じ、2の基本方針の内容を踏まえ、変更する実習先に関する情報の提供などの適切な支援により円滑な実習先の変更を図り、技能実習生がその意向に反して帰国を余儀なくされる事態が生じることのないように努めること。
 - 2 政府は、基本方針において、技能実習生が実習先の変更を求めることについてやむを得ない事情があると認めるときは、実習先の変更を認めることとする旨を定めること。
 - 3 政府は、技能実習生が第2号技能実習から第3号技能実習に移行する際に、技能実習生の意向に基づき実習先を選択することを認めるとともに、技能実習生の選択に資するため、外国人技能実習機構は、必要な情報の提供その他の援助に努めること。
- 五 二国間取決めについて、送出機関の適正化に向けた送出国政府との連携の必要性に鑑み、以下の措置を講ずること。
- 1 政府は、技能実習生の送出国において、保証金等不当な金銭の徴収や管理が行われ、また、労働契約不履行に係る違約金を定める送出機関が介在する実情があることを踏まえ、全ての送

- 出国との二国間取決めを速やかに作成し、その内容を公表するよう努めること。
- 2 二国間取決めにおいて、送出機関に関する基準を設け、当該基準に適合しない送出機関からの受入れを禁止すること、送出国が送出機関に対し本法第47条と同様の規制を行うこと、規制に違反した送出機関に対し送出国政府当局が迅速かつ厳正な対処を行うべきことなどを定めるよう努めること。
 - 3 二国間取決めに違反する行為が認められた場合、当該送出機関に係る技能実習計画について、新たな申請に対する認定をしないことや、事案によっては、既に認定された技能実習計画の認定の取消しを行うことも含め、厳格な対応を行うこと。
- 六 帰国後の技能実習生が、技能実習によって得られた知識や技術をいかして送出国の発展に貢献できるよう、技能実習生に対するフォローアップ調査について、その充実を図った上で今後も毎年行うとともに、回答の回収率の目標を定め、二国間取決めにおいて送出国及び送出機関の調査への協力に関する規定を設けるなど、回収率向上に向けた方策を講ずること。
- 七 政府は、外国人技能実習機構が適正な運営のために専門性を有した職員を確保できるよう、必要な支援及び財政上の措置を講ずること。また、同機構に対し、毎年1回、その業務に関する報告を求めるとともに、その報告を受けたときは、遅滞なく、その内容を公表するよう努めること。
- 八 第3号技能実習生の受入れが可能となる実習実施者及び監理団体については、出入国又は労働に関する法令等の違反事例がないなど真に優良と認められる実習実施者及び監理団体に限定することとなる基準を主務省令等において厳格に定めること。また、優良な実習実施者及び監理団体については、その適正な運用を確保するため、その要件が満たされているかを定期的に確認し、要件が満たされない場合にはその見直しを行うこと。
- 九 技能実習制度の対象職種の追加又は削減を行うに当たっては、以下の取組を行うこと。
- 1 政府及び技能実習評価試験の整備に関する専門家会議は、単純作業ではないこと、技能実習生の送出国のニーズに合致すること、一定水準以上の技能等を修得したことを公的に評価できることという現行の第2号技能実習の移行対象職種の考え方を踏まえて判断すること。
 - 2 政府は、意見公募手続など国民に広く意見を募った上で第2号技能実習に移行することができる職種の追加又は削減を実施すること。
 - 3 技能実習評価試験の整備に関する専門家会議の運営の透明性の確保のため、同会議の議事の速やかな公開に努めること。
- 十 技能実習制度の対象職種への介護の追加について、介護がサービス利用者の命や健康、尊厳にも関わる重要な対人サービスであることに鑑み、技能実習生の適切な処遇及び利用者の安全・安心を確保するとともに介護サービスの質を担保するため、以下の措置を講ずること。
- 1 対象職種への介護の追加は、国内の人材不足を補うために実施するものではなく、あくまで送出国側のニーズに応じた国際貢献であることに鑑み、基本方針における、特定の職種に係る施策（本法第7条第3項）等において、「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会中間まとめ」の中で、日本語能力などの必要なコミュニケーション能力の確保等、検討を要する事項として掲げられた7点につき、同中間まとめで示された具体的な対応の在り方に沿った適切な対応策を定めた上で行うこと。その際、利用者や他の介護職員等と適切にコミュニケーションを図るためには、例えば、会話の内容をほぼ理解できる程度の日本語能力が求められることを踏まえ、技能実習生の入国時に必要な日本語能力については、指示の下であれば、決められた手順等に従って、基本的な介護を実践するために必要となる日本語レベルを望ましい水準とし、2年目の業務への円滑な移行を図ること。
 - 2 本法の施行後、介護従事者の適切な処遇の確保や介護のサービスの質の担保等の課題が生じていることが確認された場合には、技能実習の対象職種の見直しを行うこと。
- 右決議する。

(衆議院 28.10.25可決 参議院 10.28法務委員会付託 11.18本会議可決)

【要旨】

本法律案は、介護の業務に従事する外国人の受入れを図るため、介護福祉士の資格を有する外国人に係る在留資格を設けるほか、出入国管理の現状に鑑み、偽りその他不正の手段により上陸の許可等を受けた者等に適切に対処するため、罰則の整備、在留資格取消事由の拡充等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、介護の業務に従事する外国人の受入れ

介護の業務に従事する外国人の受入れを図るため、介護福祉士の資格を有する外国人を対象とする新たな在留資格「介護」を創設する。

二、偽りその他不正の手段により上陸の許可等を受けた者等（いわゆる偽装滞在者）への対策の強化

1 罰則の整備

イ 偽りその他不正の手段により、上陸の許可等を受けて上陸し、又は在留資格の変更許可等を受けた者に対する罰則を新設する。

ロ 営利の目的でイの行為の実行を容易にした者に対する罰則を新設する。

2 在留資格取消事由の拡充等

イ 活動目的に応じた在留資格をもって在留する外国人が所定の活動を行っておらず、かつ、他の活動を行い又は行おうとして在留している場合を在留資格取消事由に追加する。

ロ 在留資格を取り消す場合の出国猶予期間指定の例外事由を整備する。

ハ 在留資格取消処分に係る事実の調査の実施主体を、「入国審査官」から「入国審査官又は入国警備官」に変更する。

3 退去強制に関する規定の整備

他の外国人による1イの行為をあおり、唆し、又は助けた場合を退去強制事由に追加する。

三、施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（28.11.17法務委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 「正当な理由」を限定的に解釈するなど、恣意的な判断に基づき改正後の出入国管理及び難民認定法第22条の4第1項第5号が不当に適用されることがないように、十分に留意すること。特に、実習実施者の人権侵害行為等により、やむを得ず一時的に実習を行うことができない技能実習生に対して、同号が不当に適用されることがないように、技能実習の実情等を十分に調査するなど慎重な運用を行うこと。

二 同号に基づき在留資格を取り消した件数及びその事例の概要を公表すること。

三 同法第22条の4第2項に基づいて意見を聴取する際には、意見を聴取する入国審査官は、在留資格の取消しの対象とされる外国人に及ぼす影響の大きさを十分に考慮するとともに、その外国人の置かれた生活実態等に配慮して、聴取の期日及び場所を定め、通訳の配置等を行うこと。

四 同法第70条第1項第2号の2の運用に当たっては、難民その他の者の庇護の国際的重要性に鑑み、日本に庇護を求めることを躊躇させないように、留意すること。

五 難民該当性に関する判断の要素及び人道配慮による保護対象の明確化など難民認定に係る制度の一層の透明性の向上を図ること。

六 同法第74条の6の運用に当たっては、入国・在留手続の適正な支援業務に不当な介入が行われないことがないように、十分に留意すること。

七 新たな在留資格「介護」の創設については、介護人材として中・長期に日本に滞在し、能力を発揮する外国人介護労働者が増加する可能性に鑑み、社会保障制度の適用や生活上の問題への対応など、日本語能力の向上を含めて、地域における職業上、生活上の支援が確実に行われるよう、政府は関係機関と連携して必要な施策を講ずること。

- 八 本法の施行後3年を目途として、この法律の施行の状況を踏まえ、必要があると認めるときは、検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。
- 九 今後の外国人労働者の受入れの在り方について、国内人材の確保を前提としつつ、国民的コンセンサスを踏まえ、政府全体での総合的な検討を速やかに進めること。
- 右決議する。

民法の一部を改正する法律案(第189回国会閣法第63号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、社会経済情勢の変化に鑑み、消滅時効の期間の統一化等の時効に関する規定の整備、法定利率を変動させる規定の新設、保証人の保護を図るための保証債務に関する規定の整備、定型約款に関する規定の新設等を行おうとするものである。

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(第189回国会閣法第64号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、民法の一部を改正する法律の施行に伴い、商法その他の関係法律の規定の整備等を行おうとするものである。

労働基準法等の一部を改正する法律案(第189回国会閣法第69号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、長時間労働を抑制するとともに、労働者が、その健康を確保しつつ、創造的な能力を発揮しながら効率的に働くことができる環境を整備するため、年次有給休暇に係る時季指定の使用への義務付け、高度な専門的知識等を要する業務に就き、かつ、一定額以上の年収を有する労働者に適用される労働時間制度の創設等の所要の措置を講じようとするものである。

人事訴訟法等の一部を改正する法律案(第190回国会閣法第33号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、国際的な要素を有する人事に関する訴え及び家事事件の適正かつ迅速な解決を図るため、これらの訴え等に関して日本の裁判所が管轄権を有する場合等について定めようとするものである。

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律案(第190回国会閣法第41号)

(衆議院 28. 10. 28可決 参議院 10. 31内閣委員会付託 11. 9本会議可決)

【要旨】

本法律案は、宇宙基本法の基本理念にのっとり、我が国における人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に係る許可に関する制度並びに人工衛星等の落下等により生ずる損害の賠償に関する制度を設けることにより、宇宙の開発及び利用に関する諸条約を的確かつ円滑に実施するとともに、公共安全を確保し、あわせて、当該損害の被害者の保護を図り、もって国民生活の向上及び経済社会の発展に寄与することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、人工衛星等の打上げに係る許可等

- 1 国内に所在し、又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に搭載された打上げ施設を用いて人工衛星等の打上げを行おうとする者は、その都度、内閣総理大臣の許可を受けなければなら

ない。

- 2 内閣総理大臣は、申請により、人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定及び打上げ施設の適合認定を行う。
- 3 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が、人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定の申請を行うとき、又は、打上げ施設の適合認定の申請を行うときは、簡略化された手続によることができる。

二、人工衛星の管理に係る許可等

- 1 国内に所在する人工衛星管理設備を用いて人工衛星の管理を行おうとする者は、人工衛星ごとに、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。
- 2 人工衛星の管理に係る許可を受けた者が事業譲渡等を行う場合、あらかじめ内閣総理大臣の認可を受けたときは、譲受人等はその法的地位を承継する。

三、内閣総理大臣による監督

内閣総理大臣は、人工衛星の管理に係る許可を受けた者等に対し、立入検査、必要な指導、助言及び勧告等を行うことができる。

四、ロケット落下等損害及び人工衛星落下等損害の賠償

- 1 ロケット落下等損害について、人工衛星等の打上げを行う者の無過失責任とし、その損害を賠償する責任を負うべき当該人工衛星等の打上げを行う者以外の者は、その責任を負わないこととするとともに、人工衛星等の打上げに係る許可を受けた者に対し、民間の損害賠償責任保険契約の締結等の損害賠償担保措置を講ずる義務を課し、当該措置では埋めることのできない損害を賠償する場合については政府が補償することができることとする。
- 2 人工衛星落下等損害について、人工衛星の管理を行う者の無過失責任とする。

五、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(28.11.8内閣委員会議決)

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律並びに衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律の施行に当たっては、政府は次の諸点について十分に配慮すべきである。

- 一 法の施行に当たっては、米国等の先進事例を踏まえ、ベンチャー企業等の新規参入が促進されるよう、執行体制の充実・強化を図り必要な人員を確保するとともに、国内企業の実態や諸外国の運用等も十分に考慮して取り組んでいくこと。
 - 二 2020年の東京オリンピック・パラリンピックに際し、政府は、準天頂衛星や観測衛星などを用いた先端的なサービス等の実証を行えるよう必要な取組を進めること。
 - 三 政府は、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律の安全基準の策定に当たっては、専門家の意見を聴取しつつ不断に見直しを行うとともに、その変更に当たっては、ロケット及び人工衛星等の開発に時間を要することを踏まえて適切に周知を行うこと。
 - 四 政府は、宇宙資源開発をめぐる国際的な動向の把握に努めるとともに、関連産業の振興に向けた必要な措置について検討すること。
 - 五 宇宙開発利用活動によって得られるデータは、ビッグデータとして、社会のイノベーションに大きな可能性を有する。このため、政府は省庁間連携を強力に推進し、宇宙データの活用にも努めること。
 - 六 衛星リモートセンシング記録の規制については、加工情報の在り方及び提供方法について適切に例示し、規制と産業振興とのバランスを確保すること。
- 右決議する。

衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律案(第190回国会閣法第42

号)

(衆議院 28. 10. 28可決 参議院 10. 31内閣委員会付託 11. 9本会議可決)

【要旨】

本法律案は、宇宙基本法の基本理念にのっとり、我が国における衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いを確保するため、国の責務を定めるとともに、衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可制度を設け、あわせて、衛星リモートセンシング記録保有者の義務、衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定、内閣総理大臣による監督その他の衛星リモートセンシング記録の取扱いに関し必要な事項を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可等

- 1 国内に所在する操作用無線設備を用いて衛星リモートセンシング装置の使用を行おうとする者は、衛星リモートセンシング装置ごとに、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。
- 2 衛星リモートセンシング装置使用者に対して、衛星リモートセンシング装置の不正使用防止措置、1の許可に係る軌道以外での機能停止、1の許可に係る受信設備以外の使用禁止、使用終了時の措置等の義務を課す。

二、衛星リモートセンシング記録の取扱いに関する規制

- 1 衛星リモートセンシング記録保有者は、三の認定を受けた者、特定取扱機関に適正な方法により行う場合等を除き、当該衛星リモートセンシング記録を提供してはならない。
- 2 内閣総理大臣は、衛星リモートセンシング記録の利用が国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障に支障を及ぼすおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、衛星リモートセンシング記録保有者に対して、衛星リモートセンシング記録の範囲及び期間を定めて、その提供の禁止を命ずることができる。

三、衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定

衛星リモートセンシング記録を取り扱う者は、内閣府令で定める衛星リモートセンシング記録の区分に従い、衛星リモートセンシング記録を適正に取り扱うことができるものと認められる旨の内閣総理大臣の認定を受けることができる。

四、内閣総理大臣による監督

内閣総理大臣は、衛星リモートセンシング装置使用者又は衛星リモートセンシング記録保有者に対し、立入検査、必要な指導、助言及び勧告等を行うことができる。

五、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(28. 11. 8内閣委員会議決)

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律案(第190回国会閣法第41号)と同一内容の附帯決議が行われている。

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案(第190回国会閣法第47号)

(衆議院 28. 11. 10可決 参議院 11. 11環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会付託 12. 9本会議可決)

【要旨】

本法律案は、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴い、関係法律の規定の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反の疑いについて、公正取引委員会と事業者との間の合意により解決する制度の導入に関する規定の整備を行う。

二、特許法の一部改正

- 1 発明の新規性喪失の例外が適用される期間を、6月から1年に延長する。
- 2 特許権の存続期間について、特許権の設定の登録が特許出願の日から起算して5年を経過した日又は出願審査の請求があった日から起算して3年を経過した日のいずれか遅い日以後にされたときは、延長登録の出願により延長できるようにするとともに、その延長できる期間について定める。

三、商標法の一部改正

商標の不正使用による損害の賠償を請求する場合において、当該登録商標の取得及び維持に通常要する費用に相当する額を損害額として賠償を請求することができることとする。

四、関税暫定措置法の一部改正

- 1 我が国に輸入される貨物の原産性等を確認するために税関職員が行う調査に係る手続規定の整備を行う。
- 2 経済連携協定締約国からの輸入が急増した場合、経済連携協定締約国が当該協定に違反した場合、経済連携協定締約国からの特定品目の輸入数量が一定の水準を超えた場合等において、それぞれ関税率を引き上げる手続規定の整備を行う。

五、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正

外国にある事業所において管理医療機器等の基準適合性認証の業務を行う認証機関の登録、監督等の規定の整備を行う。

六、畜産物の価格安定に関する法律の一部改正

肉用牛又は肉豚の標準的な販売価格が標準的な生産費を下回った場合に、独立行政法人農畜産業振興機構がその差額を補填するための交付金を交付する規定の整備を行う。

七、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律の一部改正

砂糖との価格調整の対象に輸入される加糖調製品を加える。

八、著作権法の一部改正

- 1 著作物の保護期間の終期を原則著作者の死後50年から70年に延長するとともに、実演及びレコードの保護期間の終期をそれぞれ実演及びレコードの発行の後50年から70年に延長する。
- 2 著作権等を侵害する罪のうち一定の要件に該当するものについて非親告罪化する。

九、独立行政法人農畜産業振興機構法の一部改正

独立行政法人農畜産業振興機構の業務について、肉用牛及び肉豚についての交付金の交付を行うこと並びに輸入加糖調製品の買入れ及び売戻しを行うことを追加する。

十、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部改正

国際約束により特定農林水産物等の名称を外国と相互に保護できる特定農林水産物等の指定制度を創設する。

十一、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律の一部改正

財務大臣は、経済連携協定締約国の税関当局から、我が国から輸出された貨物の原産性についての確認をするために協力を求められた場合に、その求めに応ずることができることとする。

十二、施行期日

この法律は、環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、十については、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案(第190回国会閣法第54号)

(衆議院 28. 11. 29修正議決 参議院 12. 2厚生労働委員会付託 12. 14本会議可決)

【要旨】

本法律案は、公的年金制度について、制度の持続可能性を高め、将来の世代の給付水準の確保等

を図るため、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく社会経済情勢の変化に対応した保障機能の強化、より安全で効率的な年金積立金の管理及び運用のための年金積立金管理運用独立行政法人の組織等の見直し等の所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 いわゆるマクロ経済スライドについて、年金額が前年度を下回らない措置を維持しつつ、賃金変動や物価変動の範囲内で、前年度までの未調整分を含めて調整する。
- 二 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回るときの年金額の調整期間における改定率の改定については、名目手取り賃金変動率を基準とする。
- 三 国民年金の被保険者は、出産予定月の前月（多胎妊娠の場合においては、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間に係る保険料は、納付することを要しない。
- 四 年金積立金管理運用独立行政法人に、経営委員会を置く。経営委員会は、業務方法書の変更、中期計画及び年度計画の作成又は変更等の議決並びに役員の職務の執行の監督を行う。また、年金積立金の運用方法について、運用に係る損失の危険の管理を目的として行うデリバティブ取引を追加する。
- 五 日本年金機構は、不要財産については、遅滞なく、厚生労働大臣の認可を受けて、これを国庫に納付するものとする。
- 六 厚生年金保険の被保険者である従業員の総数が500人以下の適用事業所の事業主は、厚生年金保険の被保険者等の過半数で組織する労働組合等の同意を得て、実施機関に短時間労働者について厚生年金保険及び健康保険の被保険者とししない経過措置の適用を受けない旨の申出をすることができる。
- 七 この法律は、公布の日から施行する。ただし、五は公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から、六は平成29年4月1日（衆議院修正）から、四は平成29年10月1日から、一は平成30年4月1日から、三は平成31年4月1日から、二は平成33年4月1日から施行する。

【附帯決議】（28.12.13厚生労働委員会議決）

国民の高齢期の生活の安心を確保することは、社会の安定を確保するためにも不可欠な課題であることに鑑み、政府は、本法の施行に当たり、公的年金制度の目的の確実な実現を確保するため、次の事項について万全を期すべきである。

- 一、国民年金制度は、憲法第25条第2項に規定する理念に基づき、国民の共同連帯によって高齢期の暮らしの安心と安定に寄与するためのものであることから、今後もその機能や役割の維持・確保に全力を尽くすこと。
- 二、短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進については、雇用形態の多様化等により、本来、加入すべき労働者が厚生年金保険に加入できていない現状を改める観点のみならず、平成26年財政検証のオプション試算において、労働者の厚生年金保険への加入促進が年金財政の安定化に資すると明らかになったことから、本法施行後、更なる適用拡大について、速やかに検討を開始すること。
- 三、社会保険制度は、強制加入を基本原則に運用されていることから、本法による短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進が労使の合意に基づく任意の制度であることについて、本法施行後の適用拡大の状況やその効果を検証するとともに、前項の検討も踏まえ、今後の適用拡大に当たっては、かかる基本原則を踏まえた対応を講ずること。
- 四、厚生年金保険の未適用事業所に対する適用・徴収対策は喫緊の課題であり、その推進のためには日本年金機構における人員体制の確保が必要であることから、現在進められている日本年金機構の組織体制の見直しについては、労働者の厚生年金保険への加入促進という本法の趣旨に照らして、適切な対策を講ずること。
- 五、本法による年金額の改定ルール of 賃金・物価スライドの見直しについては、平成26年財政検証を踏まえて行われた関係審議会において取りまとめられた新しい改定ルールであり、オプション試算が行われなかったが、次回予定される平成31年財政検証に向けて、景気循環等の影響で新た

な改定ルールが実際に適用される可能性も踏まえた上で、国民が将来の年金の姿を見通すことができるよう、現実的かつ多様な経済前提の下で将来推計を示すべく、その準備を進めること。また、国民が将来の年金の姿を理解するためには、単一の世帯類型における所得代替率による将来推計だけでは不十分であることから、前提条件の妥当性及び多様な世帯類型における所得代替率を併せて示すよう、より経済の実勢や国民のニーズに合った財政検証の態様の見直しを検討すること。

六、今後の経済状況によっては、現時点で想定し得ないマクロ経済の動きが発生し、年金額の更なる調整が必要となる事態も起こり得ることを常に意識し、高齢期の暮らしの安心と安定を確保する上で必要な年金給付水準の維持に努めることはもとより、低年金・無年金者への対応について、生計費を把握するとともに、年金以外の現金及び現物給付を含む適正な生活保障が確保されるよう、施策の検討を続けること。

七、年金積立金管理運用独立行政法人（ＧＰＩＦ）のガバナンスの強化については、年金保険料の拠出者であり積立金の受益者である被保険者の立場を代表する者の経営委員会における定数及びその配分について検討を続けること。また、労使の代表を含む経営委員会委員については、運用の専門性はもとより、拠出者である労使の意向や利害を真に代表し得る委員が透明かつ公正な手法によって選出されるよう、適正な決定を行うこと。

八、障害年金受給資格審査を行う障害認定医の十分な確保のため、必要な措置を検討すること。あわせて、障害年金支給決定の地域格差を是正するため、全国障害認定医会議等の場において情報共有を行い、障害年金支給決定の判断の平準化を図るよう努めること。

右決議する。

臨床研究法案（第190回国会閣法第56号）

（衆議院 継続審査）

【要旨】

本法律案は、臨床研究の対象者をはじめとする国民の臨床研究に対する信頼の確保を図ることを通じてその実施を推進するため、臨床研究の実施の手続、認定臨床研究審査委員会による審査意見業務の適切な実施のための措置、臨床研究に関する資金等の提供に関する情報の公表の制度等を定めようとするものである。

本院議員提出法律案

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第1号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、選挙の浄化に資するため、政党の選挙区支部による選挙区内にある者に対する寄附を禁止しようとするものである。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第2号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、政治に対する国民の信頼の回復を図るため、政治団体について、その目的に関連する支出又は政治活動に関連する支出以外の支出をしてはならないこととするものである。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(参第3号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、公職にある者の政治活動に対する国民の信頼の確保を図るため、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職にある者並びにこれらの者と生計を一にする者が支出する政治活動に関する寄附に係る支出金について、寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除の規定を適用しないこととするものである。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第4号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、政治に対する国民の信頼の回復を図るため、法人その他の団体の政治活動に関する寄附を全面的に禁止しようとするものである。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第5号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、議長、副議長及び議員は、文書通信交通滞在費の使途をその属する議院の議長に報告し、議長は、その報告に係る文書通信交通滞在費の使途を公開しなければならないこと。
- 二、文書通信交通滞在費について、月の途中で任期が開始した場合又は月の途中で任期満限、解散、死亡等の事由が生じた場合には、日割計算によって支給すること。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第6号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、議長、副議長及び議員の受ける歳費については、当分の間、歳費月額から、歳費月額に100分の20を乗じて得た額に相当する額を減ずること。
- 二、議長、副議長及び議員の受ける期末手当については、一の適用がある間、議長、副議長及び議員が受けるべき期末手当の額から、当該額に100分の20を乗じて得た額に相当する額を減ずること。

と。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第7号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、当分の間、議長、副議長及び議員が国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の規定に基づいて支給を受けた歳費及び期末手当の一部に相当する額を国庫に返納する場合には、当該返納による国庫への寄附については、公職選挙法第199条の2（公職の候補者等の寄附の禁止）の規定は、適用しないこととするものである。

国家公務員の人件費の総額の削減の推進に関する法律案(参第8号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、我が国の厳しい財政状況に対処するためには一層の歳出の削減が不可欠であること等に鑑み、国家公務員の人件費の総額の削減を図るための施策を総合的に推進するため、当該施策について、国の責務を明らかにし、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、総人件費削減推進本部を設置しようとするものである。

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(参第9号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国会議員自らによる身を切る改革の一環として衆議院議員の定数を336人とし、そのうち、小選挙区選出議員の定数を240人、比例代表選出議員の定数を96人としようとするものである。

教育無償化等制度改革の推進に関する法律案(参第10号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、学校教育等を受けることの重要性に鑑み、教育費用の負担を解消し、又は軽減するための制度改革を集中的に推進するため、その基本的な理念及び方針、国の責務その他の基本となる事項を定めようとするものである。

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第11号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、外国の国籍を有する日本国民について、国籍の選択をしなければならない期間内にある者及び日本の国籍の選択の宣言をした者を除き、国会議員の被選挙権を有しないこととするとともに、国会議員の選挙における選挙公報の掲載事項として外国の国籍の得喪の履歴等を明記することとするものである。

外国の国籍を有する国の行政機関の職員に係る欠格事由に関する特別措置法案(参第12号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国の行政機関の職員の国籍に係る欠格事由に関する法制の整備が行われるまでの間の措置として、国の行政機関の職員が日本の国籍のほか外国の国籍を有することについて、その欠

格事由に関する特別措置を定めようとするものである。

公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案(参第13号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、衆議院議員、参議院議員並びに都道府県及び市町村の議会の議員及び長の選挙について、被選挙権年齢を18歳以上に引き下げようとするものである。

国会法の一部を改正する法律案(参第14号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、各議院において議員が国政に関し自由に討議する機会が確保されるよう、議院の会議における自由討議の制度を設けようとするものである。

政策金融改革の着実な達成を図るための株式会社商工組合中央金庫法及び株式会社日本政策投資銀行法を廃止する等の法律案(参第15号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、政策金融改革が平成18年6月27日において行政改革推進本部が決定した設計どおりに進行していない現状に鑑み、必要な政策金融改革の着実な達成を図るため、株式会社商工組合中央金庫法及び株式会社日本政策投資銀行法を廃止するとともに、政府が保有する株式会社商工組合中央金庫及び株式会社日本政策投資銀行の株式の処分等について定めるものである。

独立行政法人都市再生機構の完全民営化の推進に関する法律案(参第16号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、独立行政法人都市再生機構の業務を全て民間に委ねることが可能となっており、これを全て民間に委ねることがより自由で活力ある経済社会の実現に資することに鑑み、同機構を完全民営化することを定めるとともに、同機構の完全民営化の推進に関し、基本理念を定め、及び国の責務を明らかにし、並びに同機構の完全民営化に関し必要な措置を定めることにより、同機構の完全民営化を着実に推進しようとするものである。

地方自治法の一部を改正する法律案(参第17号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、普通地方公共団体の行う企業の民営化の促進に資するため、普通地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意が必要とされる条例で定める特に重要な公の施設の廃止について、公の施設であった施設が当該普通地方公共団体以外の者によって引き続き住民の利用に供されることとなるものと議会において認めるときを除くこととし、当該公の施設の設置に関する条例の廃止等については議会の出席議員の過半数の議決によることとするものである。

農地法の一部を改正する法律案(参第18号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、農地所有適格法人以外の法人による農地所有等を可能とするため、農地又は採草放牧地の権利移動について、農地所有適格法人以外の法人が所有権、賃借権等を取得しようとする場

合に許可をすることができないこととしている規定等を削るとともに、これに伴う目的規定の改正等を行おうとするものである。

労働基準法及び労働安全衛生法の一部を改正する法律案(参第19号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、労働者が創造的な能力を発揮しながら効率的に働くことができる環境を整備するため、従事した時間と従事して得た成果との関連性が通常高くない業務に就き、かつ、一定額以上の年収を有する労働者等に適用される労働時間制度を創設しようとするものである。

労働契約の終了の円滑化に関する施策の推進に関する法律案(参第20号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、解雇の要件が不明確であること等が解雇その他の労働契約の終了に関する個別労働関係紛争の発生及びその長期化の要因となっていること等に鑑み、労働契約の終了の円滑化に関する施策を重点的に推進するため、労働契約の終了の円滑化に関する施策に関し、基本理念を定め、及び国の責務を明らかにするとともに、労働契約の終了の円滑化に関する施策の基本となる事項を定めようとするものである。

地域の事情に応じた介護サービス等の提供体制の整備に関する法律案(参第21号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、地域の事情に応じた介護サービス等の提供体制の整備を図るため、その基本理念、介護サービス等に係る施設等に係る基準を地方公共団体の判断に基づいて定めることができるようにするための法制上の措置等について定めようとするものである。

大規模災害からの復興に関する法律の一部を改正する法律案(参第22号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、大規模な災害からの復興のための施策を実施するために必要な国の財源については、国の資産、剰余金及び積立金を最大限活用するものとし、これによってもなお不足する場合においては、当該不足する財源の確保は、まず可能な限り国会議員の歳費及び手当、一般職の国家公務員の給与その他公務員の人件費の削減及びこれに係る措置で国が行うものによるものとし、安易に税制上の措置によらないものとするについて定めようとするものである。

地域の事情に応じた保育サービスの提供体制の整備に関する法律案(参第23号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、地域の事情に応じた保育サービスの提供体制の整備を図るため、その基本理念、保育サービスに係る施設等に係る基準を地方公共団体の判断に基づいて定めることができるようにするための法制上の措置等について定めようとするものである。

児童福祉法の一部を改正する法律案(参第24号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、保育に係る人材確保のため、登録保育従事者の制度を設けようとするものである。

幹部職員の任免等に関する制度を改革するための内閣法等の一部を改正する法律案(参第25号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、事務次官、局長その他の幹部職員を特別職の国家公務員とするとともに、その任免、服務等について定めようとするものである。

国家公務員法の一部を改正する法律案(参第26号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国の行政機関の職員の人事管理をより厳格なものとする必要があること等に鑑み、人事評価を相対評価により行うこととするとともに、管理職職員等の再就職規制の強化について定めようとするものである。

地方自治法の一部を改正する法律案(参第27号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、地方行政の運営における普通地方公共団体の長の主導性の向上に資するため、普通地方公共団体が、条例で、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長等について、当該普通地方公共団体の長が議会の同意を得て特別職の職員としてこれを選任することができるようにするものである。

歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案(参第28号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、個人情報適切な管理のために必要な措置を講じつつ、内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収等に関する業務の効率化並びにこれらの納付を行う者の利便性の向上を推進し、あわせてこれらの納付の状況の改善に資するため、内国税の賦課及び徴収に関する事務その他の国税庁が所掌している事務並びに厚生労働省が所掌している労働保険料の徴収等に関する事務並びに日本年金機構が行っている年金保険料等の徴収等に関する業務を一元的に行う歳入庁の設置等に関する基本的な事項について定めようとするものである。

道州制への移行のための改革基本法案(参第29号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、我が国の国のかたちを新たなものに転換することが喫緊の課題となっていることに鑑み、道州制への移行のための改革を総合的に推進するため、当該改革について、その基本理念及び基本方針、その実施の目標時期その他の基本となる事項を定めるとともに、道州制への移行のための改革推進本部及び道州制国民会議を設置しようとするものである。

消費税率の引上げの凍結及び消費税の軽減税率制度の廃止に関する法律案(参第30号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、消費税率の引上げについて、現下の厳しい経済状況及び一層の歳出の削減を図る取

組が不十分であり国民の理解が得られていない状況に鑑み、これを凍結することに関し必要な事項を定めるとともに、消費税の軽減税率制度について、対象範囲に対する国民の不公平感が払拭されていないこと、これに係る財源の確保がなされていないこと等に鑑み、これを廃止することについて定めるものである。

電波法の一部を改正する法律案(参第31号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、電波の有効利用を促進するため、総務省令で定める無線局の免許及び総務省令で定める特定基地局の開設計画の認定について、その申請を行うことができる者を競争により選定しようとするものである。

医療、介護及び保育に係る法人制度改革に関する法律案(参第32号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、医療、介護及び保育に係る事業の社会経済情勢の変化に対応した経営の確保が重要な課題となっていることに鑑み、当該課題に対処するための医療、介護及び保育に係る事業を経営する法人に係る制度の改革に関する基本的な事項について定めようとするものである。

医療法等の一部を改正する法律案(参第33号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、会社等が病院の開設等を行うことができるようにしようとするものである。

世代間格差を是正するための公的年金制度の改革の推進に関する法律案(参第34号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、急速な少子高齢化の進展に伴い、現行の公的年金制度における負担と受益に係る世代間格差が著しいものとなっており、その早急な是正が求められていること及び世代間格差の是正が公的年金制度を持続可能なものとする上で不可欠であることに鑑み、世代間格差を是正するための公的年金制度の改革について、その基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めることにより、これを総合的に推進しようとするものである。

災害からの復旧復興に関する被災地方公共団体の長による要請に関する法律案(参第35号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、災害からの復旧復興において当該災害を受けた地方公共団体のニーズをより反映させることができるようにするため、当該地方公共団体の長が、国の行政機関の長又は都道府県知事に対し、災害からの復旧復興に関し必要な措置の実施を要請することができることとし、当該要請を受けた国の行政機関の長又は都道府県知事は、当該要請への対応について通知しなければならないことについて定めようとするものである。

地方教育行政改革の推進に関する法律案(参第36号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、地方公共団体において地域の実情に応じた教育行政が行われるようにすることが喫

緊の課題となっていることに鑑み、地方教育行政改革を集中的に推進するため、地方教育行政改革について、その基本的な理念及び方針、国の責務その他の基本となる事項を定めようとするものである。

国家安全保障上重要な土地等に係る取引等の規制等に関する法律案(参第37号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、我が国の平和及び安全の確保に資するため、その取引等が国家安全保障の観点から支障となるおそれがある重要な土地等について、自由な経済活動との調和を図りつつ、その取引等に対し必要最小限の規制を行おうとするものである。

森林法の一部を改正する法律案(参第38号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、水源の涵養等多面的な機能を有する森林の保全の重要性に鑑み、保安林又は保安林予定森林である民有林の土地について所有権の移転をする契約を締結しようとする当事者に対する事前の届出の義務付け等を行おうとするものである。

合衆国軍隊等防護事態に対処するための自衛隊法等の一部を改正する法律案(参第39号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、条約に基づき我が国周辺の地域において我が国の防衛のために活動しているアメリカ合衆国の軍隊その他の外国の軍隊に対する武力攻撃が発生し、これにより、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険があると認められるに至った事態に際して実施する防衛出動その他の対処措置等について定めるものである。

自衛隊法の一部を改正する法律案(参第40号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、合衆国軍隊等の部隊の武器等の防護のための武器の使用に係る規定を削り、在外邦人等の保護措置についてこれに着手する前の部隊等の撤収等に関する規定を設け、正当な理由がなく自衛隊の保有する武器を使用した罪について日本国外において犯した者にも適用することとする等について定めるものである。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案(参第41号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国際連携平和安全活動を実施しないこととするほか、国際平和協力業務の一部を行わないこととし、及び自衛官の武器使用の権限を限定するとともに、いわゆる駆け付け警護の要件の限定、国際平和協力業務に係る国会承認の見直し等について定めるものである。

重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律及び重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部を改正する法律案(参第42号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、重要影響事態を周辺事態に改め、後方地域支援の対象を合衆国軍隊に限定するほか、後方地域支援等に関し、国会の承認の対象を見直し、基本計画を承認することとともに、安全の確保等の規定を追加する等について定めるものである。

国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律案(参第43号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国際社会の平和及び安全を脅かす事態又はこれに引き続く事態のうち、国家の自主的な再建を図るこれらの事態に係る国若しくはその国民等を支援するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、又はその脅威を除去するために国際社会が同憲章第7章に従い共同して対処する活動を行うものであって、我が国が国際社会の一員としてこれらに主体的かつ積極的に寄与する必要があるものに際し、人道復興支援活動等を行うことにより、国際社会の平和及び安全の確保に資することができるようにするものである。

領域等の警備に関する法律案(参第44号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、領域等における公共の秩序を維持し、もって国民の安全の確保に資するため、領域警備基本方針の策定、領域警備区域等における自衛隊の行動その他の必要な事項について定めることにより、警察機関及び自衛隊が事態に応じて適切な役割分担の下で迅速に行動できるようにするものである。

原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律案(参第45号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、原子力事業者の原子力損害の賠償の責任が生じた場合における政府の負担等について定めるとともに、政府による原子力損害賠償・廃炉等支援機構に対する資金の交付を廃止しようとするものである。

原子力災害対策特別措置法の一部を改正する法律案(参第46号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、原子力災害対策の強化を図るため、地域原子力防災協議会の組織等について定めるとともに、原子力災害に関する地域防災計画の原子力規制委員会への報告等について定めようとするものである。

発電用原子炉施設の使用の開始又は再開に係る特定都道府県の同意に関する法律案(参第47号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、原子力災害対策を重点的に実施すべき都道府県が当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することに資するため、発電用原子炉施設の使用の開始又は再開に係る当該都道府県の同意に関し必要な事項を定めるものである。

電気事業法等の一部を改正する法律案(参第48号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、発電用原子炉施設の使用に関する政府の役割を明確化するため、発電用原子炉設置者である電気事業者の供給計画に係る認可制度を設ける等の措置を講ずるものである。

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律の一部を改正する法律案(参第49号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、概要調査地区等の選定及び発電用原子炉の運転に係る都道府県及び市町村の役割を明確化するため、最終処分施設設置区域の設定等、概要調査地区選定協議会等の組織等について定めるとともに、最終処分施設設置区域における当該選定が停止した場合における当該最終処分施設設置区域に係る発電用原子炉の運転の禁止等の措置を講ずるものである。

がん対策基本法の一部を改正する法律案(参第50号)

(参議院 28. 11. 15厚生労働委員長提出 11. 16本会議可決 衆議院 12. 9可決)

【要旨】

本法律案は、がん対策の一層の推進を図るため、基本理念に掲げる事項を追加し、事業主の責務について定めるほか、がん患者（がん患者であった者を含む。以下同じ。）の療養生活（これに係るその家族の生活を含む。四において同じ。）の質の維持向上に係る規定の改正、がん患者の雇用の継続等に係る規定等の新設等基本的施策の拡充を図る等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 目的規定に、がん対策においてがん患者がその状況に応じて必要な支援を総合的に受けられるようにすることが課題となっていることに鑑み、がん対策を推進する旨を加える。
- 二 基本理念に、がん患者が尊厳を保持しつつ安心して暮らすことのできる社会の構築を目指し、がん患者が、その置かれている状況に応じ、適切ながん医療のみならず、福祉的支援、教育的支援その他の必要な支援を受けることができるようにするとともに、がん患者に関する国民の理解が深められ、がん患者が円滑な社会生活を営むことができる社会環境の整備が図られること等の事項を加える。
- 三 事業主は、がん患者の雇用の継続等に配慮するよう努めるとともに、国及び地方公共団体が講ずるがん対策に協力するよう努めるものとする。
- 四 国及び地方公共団体は、がん患者の状況に応じて緩和ケアが診断の時から適切に提供されるようにすることその他のがん患者の療養生活の質の維持向上のために必要な施策を講ずるものとする。
- 五 国及び地方公共団体は、がん患者の療養生活の質の維持向上に資する事項等についての研究の促進等のため必要な施策を講ずるものとし、当該施策を講ずるに当たっては、罹患している者の少ないがん及び治癒が特に困難であるがんに係る研究の促進について必要な配慮がなされるものとする。
- 六 国及び地方公共団体は、がん患者（その家族を含む。）の雇用の継続又は円滑な就職に資するよう、事業主に対する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 七 国及び地方公共団体は、小児がんの患者その他のがん患者が必要な教育と適切な治療とのいずれをも継続的かつ円滑に受けることができるよう、必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 八 国及び地方公共団体は、国民が、がんに関する知識及びがん患者に関する理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育におけるがんに関する教育の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

九 この法律は、公布の日から施行する。

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(参第51号)

(参議院 28. 11. 17内閣委員長提出 11. 18本会議可決 衆議院 12. 6可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、住居等の付近をみだりにうろつく行為及び電子メールの送信等をする行為の規制等

- 1 住居等の付近をみだりにうろつく行為を「つきまとい等」の対象行為に加え、規制の対象とする。
- 2 現行法で「つきまとい等」の対象行為とされている電子メールを送信することのほか、次の行為を対象行為に加え、規制の対象とするとともに、ストーカー行為の定義において、これらの電子メールの送信等をする行為については身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。
イ 電子メール以外のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。
ロ イのほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為をすること。

二、禁止命令等の制度の見直し

- 1 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、第3条（つきまとい等をして不安を覚えさせることの禁止）の規定に違反する行為があった場合において、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対する警告がされていない場合であっても、その相手方の申出により、又は職権で、禁止命令等を行うことができる。
- 2 公安委員会は、1のおそれがあると認めるときであって、当該行為の相手方の身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害されることを防止するために緊急の必要があると認めるときは、聴聞又は弁明の機会の付与を行わないで、当該相手方の申出により（当該相手方の身体の安全が害されることを防止するために緊急の必要があると認めるときは、その申出により、又は職権で）、禁止命令等を行うことができる。この場合において、当該禁止命令等をした公安委員会は、意見の聴取を、当該禁止命令等をした日から起算して15日以内に行わなければならない。

三、ストーカー行為等に係る情報提供の禁止

何人も、ストーカー行為又は第3条の規定に違反する行為（以下「ストーカー行為等」という。）をするおそれがある者であることを知りながら、その者に対し、当該ストーカー行為等の相手方の氏名、住所その他の当該ストーカー行為等の相手方に係る情報でストーカー行為等をするために必要となるものを提供してはならない。

四、ストーカー行為等の防止及びストーカー行為等の相手方の保護に資するための措置等

- 1 ストーカー行為等に係る相手方の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者は、その職務を行うに当たり、当該ストーカー行為等の相手方の安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、ストーカー行為等をした者を更生させるための方法、ストーカー行為等の相手方の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進に努めなければならない。

五、罰則の見直し

- 1 ストーカー行為をした者に対する刑事罰について、懲役刑の上限を1年に、罰金刑の上限を100万円に、それぞれ引き上げるとともに、告訴がなければ公訴を提起することができないこ

ととしている規定を削除する。

- 2 禁止命令等（第5条第1項第1号（更に反復して当該行為をしてはならないこと。）に係るものに限る。以下同じ。）に違反してストーカー行為をした者及び禁止命令等に違反してつきまとい等をするによりストーカー行為をした者に対する刑事罰について、懲役刑の上限を2年に、罰金刑の上限を200万円に、それぞれ引き上げる。

六、施行期日

この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。ただし、二については、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(参第52号)

（参議院 28. 11. 17農林水産委員長提出 11. 18本会議可決 衆議院 11. 25可決）

【要旨】

本法律案は、農山漁村地域において鳥獣による農林水産業等の被害の深刻な状況が依然として続いており、長期的な鳥獣の捕獲等の対策強化及び捕獲等をした鳥獣の食品としての利用等の推進が求められている現状に鑑み、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する施策の効果的な推進のために必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、目的の改正

目的規定に、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等の許可に係る特例、捕獲等をした対象鳥獣の適正な処理及び食品としての利用等のための措置等を明記することとする。

二、被害防止計画の記載事項の追加

- 1 被害防止計画に定める事項に、捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項を加えることとする。
- 2 市町村は、被害防止施策を効果的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被害防止計画に、鳥獣被害対策実施隊の設置に関する事項を記載しなければならないこととする。

三、指定管理鳥獣捕獲等事業との連携

被害防止計画が定められている市町村の区域において指定管理鳥獣捕獲等事業が実施される場合には、当該市町村及びその区域内において被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に携わる者並びに当該指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県等及びその実施に携わる者は、当該被害防止施策が円滑かつ効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないこととする。

四、鳥獣被害対策実施隊の設置等についての支援

国及び都道府県は、被害防止計画に基づく被害防止施策の実施体制の整備を促進するため、鳥獣被害対策実施隊の設置、その機能の強化等の措置について、必要な支援に努めるものとする。

五、捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等の推進

- 1 国及び地方公共団体は、捕獲等をした対象鳥獣の食品等としての安全性に関する情報の提供等に努めなければならないこととするとともに、食品としての利用等その有効な利用の促進を図るため、必要な施設の整備、捕獲方法に関する情報提供、利用技術の普及、有効な利用に係る開発及び需要の開拓の取組等に対する支援、加工品の流通の円滑化その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 国は、国、地方公共団体、事業者、民間の団体その他の関係者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、鳥獣の捕獲等について技術的指導を行う者、食品としての利用等についての専門的な知識経験を有する者等の人材の育成を図るための措置を講ずるものとするとともに、捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等に係る国民の理解を深めるよう配慮する。

ものとする。こととする。

六、捕獲等の技術の高度化等のための技術開発の推進

国及び都道府県は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関し、捕獲等の技術の高度化等のための技術開発の推進を行うものとする。こととする。

七、表彰

国及び地方公共団体は、被害防止施策の実施に関し顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うよう努めるものとする。こととする。

八、危害の発生の防止

国及び地方公共団体は、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための取組において、国民の生命又は身体に対する危害が発生することを防止するため、安全の確保に関する知識の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。こととする。

九、鳥獣被害対策推進会議

政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、被害防止施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、鳥獣被害対策推進会議を設けるものとする。こととする。

十、銃砲刀剣類所持等取締法に基づく技能講習の免除期限の延長

特定鳥獣被害対策実施隊員以外の被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者に係る猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習に係る特例の期限を5年延長し、平成33年12月3日までとする。こととする。

十一、施行期日

この法律は、公布の日から施行することとする。

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律案(参第53号)

(参議院 28. 11. 22厚生労働委員会付託 11. 25本会議可決 衆議院 12. 9可決)

【要旨】

本法律案は、養育者との永続的な関係に基づいて行われる家庭における養育を児童に確保する上で養子縁組あっせん事業が果たす役割の重要性に鑑み、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護を図るとともに、あわせて民間あっせん機関による適正な養子縁組のあっせんの促進を図り、もって児童の福祉の増進に資するため、養子縁組あっせん事業を行う者について許可制度を実施し、その業務の適正な運営を確保するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんは、児童の最善の利益を最大限に考慮し、これに適合するとともに、可能な限り日本国内において児童が養育されることとなるよう、行われなければならない。

二 国、都道府県及び市町村以外の者は、養子縁組あっせん事業を行おうとするときは、当該養子縁組あっせん事業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

三 民間あっせん機関は、厚生労働省令で定める種類の手数料を徴収する場合を除き、養子縁組のあっせんに関し、いかなる名義でも、実費その他の手数料又は報酬を受けてはならない。また、国又は地方公共団体は、民間あっせん機関を支援するために必要な財政上の措置等を講ずることができる。

四 民間あっせん機関は、児童の父母、養親希望者、児童等を支援するため、専門的な知識及び技術に基づいて、面会の方法により相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

五 民間あっせん機関は、養親希望者が児童の養育を適切に行うために必要な研修を修了していない者等であるときは、当該養親希望者に対する養子縁組のあっせんを行ってはならない。

六 民間あっせん機関は、養親希望者の選定、養親希望者と児童との面会及び養親希望者による縁

- 組成立前養育のそれぞれに先立ち、民法上養子縁組の際に同意が必要とされる者等から同意を得なければならない。ただし、これらの同意を同時に得ることを妨げない。
- 七 国及び地方公共団体は、養子縁組のあっせんに係る制度の周知のための措置を講ずるものとする。
- 八 許可を受けないで養子縁組あっせん事業を行った者は、１年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 九 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して２年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律案(参第54号)

(参議院 28. 12. 6国土交通委員長提出 12. 7本会議可決 衆議院 12. 9可決)

【要旨】

本法律案は、国民の日常生活及び社会生活において建設業の果たす役割の重要性、建設業における重大な労働災害の発生状況等を踏まえ、公共工事のみならず全ての建設工事について建設工事従事者の安全及び健康の確保を図ることが等しく重要であることに鑑み、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めること等により、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって建設業の健全な発展に資することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、基本理念として、建設工事の請負契約において適正な請負代金の額、工期等が定められること、建設工事従事者の安全及び健康の確保のために必要な措置が建築物等の設計、建設工事の施工等の各段階において適切に講ぜられること、建設工事従事者の安全及び健康に関する建設業者等及び建設工事従事者の意識を高めることにより安全で衛生的な作業の遂行が図られること、並びに建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上が図られることについて定めることとする。
- 二 国は、基本理念にのっとり、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することとする等、国、都道府県及び建設業者等の責務を定めることとする。
- 三 政府は、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならないこととする。
- 四 政府は、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を策定しなければならないこととするとともに、都道府県は、基本計画を勘案して、都道府県計画を策定するよう努めるものとする。
- 五 基本的施策として、国及び都道府県は、建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する責任体制の明確化、建設工事の現場における措置の統一的な実施、建設工事の現場の安全性の点検等、建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発等について必要な施策を講ずるものとする。
- 六 政府は、厚生労働省、国土交通省その他の関係行政機関相互の調整を行うことにより、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進を図るため、建設工事従事者安全健康確保推進会議を設けるものとする。
- 七 関係行政機関は、専門的知識を有する者によって構成する建設工事従事者安全健康確保推進専門家会議を設け、六の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。
- 八 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 九 この法律は、公布の日から起算して３月を経過した日から施行することとする。

民法の一部を改正する法律案(参第55号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約による過大な保証債務の負担により、個人である保証人の生活の破綻等を招く事例が多く生じていることに鑑み、事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約等は、保証人が法人であるものを除き、その効力を生じないこととしようとするものである。

中小企業に対する必要な事業資金の融通のための措置に関する法律案(参第56号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、中小企業の経営者その他の個人による保証がなくても中小企業に対する必要な事業資金の融通が行われるようにするため、政府は、速やかに、事業資金の融通について事業に係る動産等を担保とする手法の拡充、中小企業の経営基盤の強化等について検討を加え、その検討の結果を踏まえ、所要の措置を講ずるものとするものである。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案(参第57号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、産業廃棄物処理施設の設置が他の都道府県の区域の生活環境の保全に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められる場合について、産業廃棄物処理施設の設置予定地を管轄する都道府県知事に対して、当該設置の許可に当たり、当該他の都道府県の知事との協議を義務付けようとするものである。

地方自治法の一部を改正する法律案(参第58号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、政務活動費に係る不適正な支出に関する事例が生じていることに鑑み、提出された政務活動費に係る収入及び支出の報告書のインターネットの利用その他の適切な方法による公表並びに提出された当該報告書に関する協議の場の設置により、政務活動費に係る支出の適正を確保しようとするものである。

公職の選挙における開票の結果に関する選挙人等の請求に基づく得票数の調査に係る制度の整備に関する法律案(参第59号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、公職の選挙における開票の結果に関し、選挙人等の請求に基づき公職の候補者、衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等の正確な得票数の調査が行われるようにするための制度の整備について、政府が、検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとするものである。

国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案(参第60号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、立法事務費について、政治資金規正法第6条第1項の規定による届出のあった政治団体が議院におけるその所属議員が1人の場合には、交付しないこととしようとするものである。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第61号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、各議院の役員等に支給される議会雑費を廃止しようとするものである。

裁判官弾劾法の一部を改正する法律案(参第62号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、裁判官訴追委員会の委員長及び裁判官弾劾裁判所の裁判長に支給される職務雑費を廃止しようとするものである。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(参第63号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、議員秘書が、一般職公務員の例に準じて、通勤手当を受けることとしようとするものである。

労働基準法の一部を改正する法律案(参第64号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、監督又は管理の地位にある者及び機密の事務を取り扱う者の職務と責任に鑑み、これらの者について深夜の割増賃金の規定を適用しないこととしようとするものである。

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第65号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、公職の候補者が午前7時から午後7時までの間に戸別訪問をすることができるようにするものである。

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第66号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、第三者が全ての公職の候補者等の同意を得た場合に2人以上の公職の候補者等の合同演説会を開催することができるようにするものである。

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第67号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、地方公共団体の議会の議員の選挙において選挙運動のために使用するビラを頒布することができるようにしようとするものである。

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第68号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、人気投票の経過又は結果の公表を解禁しようとするものである。

公職の選挙に係るインターネットを利用する投票方法の導入に係る措置に関する法律案(参第69号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、選挙人の利便の向上等を図るための措置として、公職の選挙に係るインターネットを利用する投票方法に関する検討等について定めようとするものである。

公職の選挙に係る情報通信技術の利用による選挙運動用ポスターに記載される情報の提供に係る措置に関する法律案(参第70号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、選挙運動の効率化等を図るための措置として、公職の選挙に係る情報通信技術の利用による選挙運動用ポスターに記載される情報の提供方法に関する検討等について定めようとするものである。

労働基準監督行政の機能強化のための地方労働基準部局の効率的な業務運営の確保に関する法律案(参第71号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、行政に要する経費を抑制することが必要とされる一方で、労働基準監督行政の役割が一層重要となっていることに鑑み、労働基準監督行政の機能強化のための地方労働基準部局の効率的な業務運営の確保について必要な事項を定めようとするものである。

個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律案(参第72号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、地方公共団体等が保有する個人情報の取扱いに関する基本的な事項のうち、全国にわたり統一的な取扱いの確保を図ることが特に必要と認められるものについては、政令で定める取扱いを標準として条例が定められるようにしようとするものである。

公職の選挙に係る高等学校、大学等における期日前投票の促進に関する法律案(参第73号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、高等学校、大学等に設けられる期日前投票所において当該高等学校、大学等に在学する生徒又は学生である選挙人等が当該高等学校、大学等の所在する市町村の選挙人名簿に登録されていない場合であってもできる限り投票を行うことができるようにするための措置を含め、高等学校、大学等に在学する生徒又は学生である選挙人等の高等学校、大学等に設けられる期日前投票所における投票の促進のための措置について、政府が、検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとするものである。

財政法の一部を改正する法律案(参第74号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、文教・科学振興費の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行すること等ができるようにするものである。

健康保険法の一部を改正する法律案(参第75号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、厚生労働大臣は、医療の提供体制の診療科目ごとの整備の状況、薬剤ごとのその使用量の見込みその他の医療の需給に係る状況等を勘案し、定期的に、及び必要があると認める場合には随時、療養の給付に要する費用の額の算定に係る厚生労働大臣の定めについて、必要な改定をするものとしようとするものである。

高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律案(参第76号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、厚生労働大臣は、後期高齢者医療給付につき、医療の提供体制の診療科目ごとの整備の状況、薬剤ごとのその使用量の見込みその他の医療の需給に係る状況等を勘案し、定期的に、及び必要があると認める場合には随時、療養の給付に要する費用の額の算定に関する厚生労働大臣が定める基準について、必要な改定をするものとしようとするものである。

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案(参第77号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業における宿泊日数の下限に係る制限を削除しようとするものである。

保育士給与の官民格差の是正に関する法律案(参第78号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、保育士の給与の水準について、公立の保育所において保育に従事する保育士と民間の保育所において保育に従事する保育士との間に格差が存在することに鑑み、その格差の是正を図るための措置について定めようとするものである。

会社法の一部を改正する法律案(参第79号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、最近の我が国における株式会社の不祥事の実態に鑑み、企業統治の一層の強化を図るため、公開会社かつ大会社である監査役会設置会社であってその株式を上場しているもの等のうち取締役の数が5人以上であるものに対して社外取締役の設置を義務付けようとするものである。

法人税法の一部を改正する法律案(参第80号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、内国法人のうち各事業年度終了の日における資本金の額等が100億円を超えるもの等について、その名称、確定申告書等に記載された各事業年度の所得の金額及び法人税の額等を公示するものである。

金融商品取引法の一部を改正する法律案(参第81号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、投資者の投資判断に必要な情報として、有価証券届出書及び有価証券報告書において、これを提出する会社の代表権を有する者であった者のうち当該会社の経営に関与する蓋然性が高い者の状況について記載されるようにするものである。

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律を廃止する法律案(参第82号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、特例公債の発行は、必要とされる年度ごとに制定される法律に基づいて行われる必要があることに鑑み、複数年度にわたる公債の発行の特例に関する措置を廃止するものである。

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部を改正する法律案(参第83号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、適用実態調査の結果に関する報告書について、法人税関係特別措置ごとの高額適用額と併せてその高額適用額に係る法人の報告書用法人コードを記載事項とするとともに、適用実態調査の結果の活用状況等に関する報告書の作成及び国会への提出について定めるものである。

国の財務書類等の作成及び財務情報の開示等に関する法律案(参第84号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国の資産及び負債、国の事務及び事業に要した費用その他の国の財務に関する状況を明らかにし、かつ、国会等による予算執行に対する検証の充実を図り、もって政府の有する国の財政状況を国民に説明する責務が十分に果たされるようにするとともに、適正な予算編成と効率的な行政の推進に寄与するため、企業会計の慣行を参考とした国の財務書類等の作成及びその国会への提出等による財務情報の開示等について定めるものである。

児童の通学安全の確保に関する施策の推進に関する法律案(参第85号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、通学中の児童が巻き込まれる交通事故の発生を防止するとともに、犯罪行為、災害その他の交通事故以外の事由により通学中の児童に生ずる危険を軽減するため、児童の通学安全の確保に関し、基本指針、市町村児童通学安全計画、児童通学安全協議会、児童通学安全交付金等について定めることにより、児童通学交通安全区域における交通の規制、児童が通学のために通行する道路の整備その他の児童通学安全確保対策を推進しようとするものである。

特定土砂等の管理に関する法律案(参第86号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、災害の防止及び生活環境の保全に資するため、大規模工事から発生した土砂等（特定土砂等）の管理に関する制度を設けようとするものである。

土地の掘削等の規制に関する法律案(参第87号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、災害の防止及び生活環境の保全を図るため、土地の掘削等について必要な規制を行うおうとするものである。

土砂等の置場の確保に関する法律案(参第88号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、災害の防止及び生活環境の保全に資するため、自然災害、大規模な工事等により発生した土砂等の置場の確保について定めようとするものである。

生活保護法の一部を改正する法律案(参第89号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、被保護者がばちんこ屋等の客となることを禁ずるとともに、被保護者による勝馬投票券の購入を禁止する競馬法の規定等を被保護者は遵守すべきことを定めようとするものである。

当せん金付証票法の一部を改正する法律案(参第90号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、生活保護法上の被保護者は、当せん金付証票を購入してはならないこととしようとするものである。

競馬法の一部を改正する法律案(参第91号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、生活保護法上の被保護者は、勝馬投票券を購入してはならないこととするものである。

自転車競技法の一部を改正する法律案(参第92号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、生活保護法上の被保護者は、車券を購入してはならないこととするものである。

小型自動車競走法の一部を改正する法律案(参第93号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、生活保護法上の被保護者は、勝車投票券を購入してはならないこととするものである。

モーターボート競走法の一部を改正する法律案(参第94号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、生活保護法上の被保護者は舟券を購入してはならないことについて定めようとするものである。

スポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律案(参第95号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、生活保護法上の被保護者は、スポーツ振興投票券を購入してはならないこととするものである。

マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(参第96号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、政府において、老朽化等により保安上危険又は衛生上有害な状況にあるマンションの建替え等に関し、建替え決議の要件を緩和すること、その建替えにより新たに建築されるマンションの容積率を緩和することその他のその建替え等を促進するための措置について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講じるものとするについて定めようとするものである。

母子及び父子並びに寡婦福祉法の一部を改正する法律案(参第97号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、離婚後に児童を監護しない親が支払うべき養育費を支払わない事例が多く生じているため、国及び地方公共団体は、扶養義務の履行を確保するための措置を講ずるものとするとともに、政府は、この法律の施行後1年以内に、養育費の徴収制度等の導入について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとしようとするものである。

違法な国庫金の支出等に関する監査及び訴訟に関する法律案(参第98号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、違法な国庫金の支出等について、会計検査院に対し監査を求め必要な措置を講ずべきことを請求するとともに、監査の結果に不服がある等の場合には訴訟を提起することができる制度を設けようとするものである。

国の財政運営における不要資産の活用、透明性の向上等に関する法律案(参第99号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国民の税負担の増加を抑制しつつ、国の規律ある財政運営を確保するため、国の財政運営に係る基本方針、これに基づく財政運営の目標の策定、予定財務書類及び決定財務書類の作成及び国会への提出、当該基本方針の遵守の状況に関する国会への報告等について定めることにより、国等の不要資産の活用、国の財政運営の透明性の向上及び財政会計制度改革の推進を図るものである。

会計検査院法の一部を改正する法律案(参第100号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、会計検査院が検査の結果国の会計事務を処理する職員に職務上の犯罪があると認めるときについて、会計検査院が検察庁に通告する制度に代えて、会計検査院が告発する制度を設けようとするものである。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(参第101号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国際情勢の複雑化に伴い自衛隊の任務が多様化していることに鑑み、防衛出動基本手当の支給に当たって防衛出動に係る事態の特性を考慮することとするものである。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(参第102号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国際情勢の複雑化に伴い自衛隊の任務が多様化している中で、自衛隊がその任務を適切に遂行するためには、自衛官が意欲と誇りを持って職務に従事することが重要であることに鑑み、自衛官の給与体系その他の給与の在り方についての検討について定めるものである。

独立行政法人労働者健康安全機構の組織及び業務の見直しに関する法律案(参第103号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律附則第8条第1項の規定により解散した旧独立行政法人労働安全衛生総合研究所の独立行政法人労働者健康安全機構への統合による業務の効率化及び改善の状況等を勘案し、独立行政法人労働者健康安全機構の組織及び業務の在り方について検討を加え、その結果に基づき、必要な見直しを行うものとするものである。

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律案(参第104号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構が保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない期限を平成30年3月31日までとすること等を内容とするものである。

地域再生法の一部を改正する法律案(参第105号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、地方活力向上地域を、東京都の特別区の存する地域以外の地域であって、当該地域の活力の向上を図ることが必要なものに拡大しようとするものである。

まち・ひと・しごと創生法を廃止する法律案(参第106号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、まち・ひと・しごと創生法を廃止しようとするものである。

国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律案(参第107号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる革新的な新技術の創出を一層推進するため、革新的な新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究等の業務等に要する費用に充てるため国立研究開発法人科学技術振興機構に設けられた基金について、その設置の期限を平成36年3月31日まで延長するとともに、政府が予算の範囲内においてこれに充てる資金を補助することができることとするものである。

雇用保険法の一部を改正する法律案(参第108号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、教育訓練給付について、教育訓練給付金の給付割合の上限を引き下げようとするものである。

地方法人税の廃止に関する法律案(参第109号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、地方公共団体の自主財源を適切に確保する観点から、国と地方公共団体の税源配分を見直す必要があることに鑑み、地方法人税を廃止すること等について定めるものである。

社会経済活動に関するあらゆる分野における徹底した規制の撤廃及び緩和のための措置に関する法律案(参第110号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、社会経済活動に関するあらゆる分野における徹底した規制の撤廃及び緩和が我が国経済の成長の促進に資することに鑑み、そのための措置について定めようとするものである。

産業競争力強化法の一部を改正する法律案(参第111号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、事業活動に対する支援に係る組織及び制度を簡素化するため、当該組織及び制度の統合、廃止等の見直しを行うこととするものである。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(参第112号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、株式会社民間資金等活用事業推進機構が保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない期限を平成30年3月31日までとしようとするものである。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(参第113号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、いわゆる日系四世の入国を容易にするため、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の告示で同法別表第二の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める場合について、日本人の子孫に対する配慮規定を設けようとするものである。

衆議院議員提出法律案

※衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第1号)

(衆議院 28.11.8可決 参議院 11.15議院運営委員会付託 11.16本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、国会議員の秘書の全給料月額を改定するとともに、平成28年12月期の勤勉手当の支給割合を改定すること。
- 二、平成29年度以後の勤勉手当の支給割合を改定すること。
- 三、この法律は、公布の日から施行すること。ただし、一のうち給料月額を改定する規定については平成28年4月1日から適用し、二については平成29年4月1日から施行すること。

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第2号)

(衆議院 28.11.8可決 参議院 11.15議院運営委員会付託 11.16本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、一般職の国家公務員に準じて、国会職員の育児休業等の対象となる子の範囲を拡大する。
- 二、この法律は、平成29年1月1日から施行する。

公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第3号)

(衆議院 28.11.17可決 参議院 11.17政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 11.28本会議可決)

【要旨】

本法律案は、実習を行うため航海する学生、生徒その他の者の投票の機会を拡充するため、これらの者を洋上投票制度の対象とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、洋上投票の対象者の拡充

実習を行うため航海する学生、生徒その他の者であって船員手帳に準ずる文書の交付を受けているものについては、船員と同様に、洋上投票の対象とする。

二、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

再犯の防止等の推進に関する法律案(衆第6号)

(衆議院 28.11.17可決 参議院 11.24法務委員会付託 12.7本会議可決)

【要旨】

本法律案は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するため、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 定義

- 1 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。
- 2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非

行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。)をいう。

二 基本理念

- 1 犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する。
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする。
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である。
- 4 犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる。

三 国等の責務

- 1 国は、二の基本理念にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務を有する。
- 2 地方公共団体は、二の基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を有する。

四 再犯防止啓発月間

国民の間に広く再犯の防止等について関心と理解を深めるため、7月を再犯防止啓発月間とし、国及び地方公共団体は、その趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

五 再犯防止推進計画

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯防止推進計画を定めなければならない。
- 2 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 3 政府は、少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

六 地方再犯防止推進計画

都道府県及び市町村は、五の再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

七 基本的施策

- 1 国は、再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実、職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援、関係機関における体制の整備、情報の共有・検証・調査研究の推進等についての施策を行うべきことを定める。
- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、1に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

八 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【附帯決議】(28.12.6法務委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 本法における「犯罪をした者等」の認定に当たっては、有罪判決の言渡し若しくは保護処分¹の審判を受けた者又は犯罪の嫌疑がないという以外の理由により公訴の提起を受けなかった者に限定するなど、本法の基本理念を踏まえ、かつ、その罪質、犯罪のなされた時期を考慮し、不当に拡大した適用をすることがないようにすること。

- 二 本法における指導及び支援は、他の法律に別段の定めがある場合を除き、対象者の意思に反して行ってはならないものであることに鑑み、その旨並びに指導及び支援を受けるように説得する場合には執拗に行ってはならないことを周知徹底させること。
右決議する。

官民データ活用推進基本法案(衆第8号)

(衆議院 28. 11. 29可決 参議院 12. 5内閣委員会付託 12. 7本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、定義

この法律において「官民データ」とは、電磁的記録に記録された情報（国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになるおそれがあるものを除く。）であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり、管理され、利用され、又は提供されるものをいう。

二、基本理念

官民データの適正かつ効果的な活用（以下「官民データ活用」という。）の推進は、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法等による施策と相まって、個人及び法人の権利利益を保護しつつ情報の円滑な流通の確保を図ること、自立的で個性豊かな地域社会の形成、新たな事業の創出、国際競争力の強化等を図ることにより、活力ある日本社会の実現に寄与すること、並びに官民データ活用により得られた情報を根拠とする施策の企画及び立案により、効果的かつ効率的な行政の推進に資することを旨として、行われなければならない。

三、官民データ活用推進基本計画等

- 1 政府は、官民データ活用の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、官民データ活用の推進に関する基本的な計画（以下「官民データ活用推進基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 官民データ活用推進基本計画は、官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な方針、国の行政機関における官民データ活用に関する事項、地方公共団体及び事業者における官民データ活用の促進に関する事項、官民データ活用に関し政府が重点的に講ずべき施策等について定めるものとする。
- 3 都道府県は、官民データ活用推進基本計画に即して、当該都道府県の区域における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県官民データ活用推進計画」という。）を定めなければならない。
- 4 市町村（特別区を含む。）は、官民データ活用推進基本計画に即し、かつ、都道府県官民データ活用推進計画を勘案して、当該市町村の区域における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとする。

四、基本的施策

- 1 国は、行政手続等における情報通信の技術の利用、個人の関与の下での多様な主体による官民データの適正な活用、個人番号カードの普及及び活用に関する計画の策定、利用の機会等の格差の是正、研究開発の推進、人材の育成及び確保、教育及び学習の振興、普及啓発、国の施策と地方公共団体の施策との整合性の確保等について、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、自らが保有する官民データの容易な利用、情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等について、必要な措置を講ずるものとする。

五、官民データ活用推進戦略会議

- 1 官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部に、官民データ活用推進戦略会議（以下「会議」という。）を置く。会議は、官民データ活用推進戦略会議議長（以下「議長」という。）、官民データ活用推進戦略会議副議長及び官民データ活用推進戦略会議議員をもって組織し、議長は内閣総理大臣をもつ

て充てる。

- 2 会議は、官民データ活用推進基本計画の案の作成及び実施の推進、官民データ活用の推進に関する施策で重要なものの企画に関する調査審議、施策の評価その他の官民データ活用の推進に関する施策で重要なものの実施の推進及び総合調整等に関する事務をつかさどる。

六、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

無電柱化の推進に関する法律案(衆第9号)

(衆議院 28.12.6可決 参議院 12.6国土交通委員会付託 12.9本会議可決)

【要旨】

本法律案は、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに無電柱化の推進に関する計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 基本理念として、無電柱化の推進は、国民の理解と関心を深めつつ、国、地方公共団体及び関係事業者の適切な役割分担の下、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならないことについて定めることとする。
- 二 無電柱化の推進に関する国、地方公共団体、関係事業者及び国民の責務等を定めることとする。
- 三 国土交通大臣は、基本的な方針、期間、目標等について定めた無電柱化推進計画を定めなければならないこととするとともに、都道府県は都道府県無電柱化推進計画を、市町村は市町村無電柱化推進計画をそれぞれ定めるよう努めなければならないこととする。
- 四 国及び地方公共団体は、無電柱化に関する広報活動及び啓発活動の充実、無電柱化が特に必要と認められる道路の占用の禁止等必要な施策を講ずるものとする。
- 五 国民の間に広く無電柱化の重要性についての理解と関心を深めるようにするため、無電柱化の日を設けることとし、無電柱化の日は、11月10日とすることとする。
- 六 関係事業者は、道路整備事業等が実施される場合には、事業の状況を踏まえつつ、道路上の電柱又は電線の新設を抑制するとともに、可能な場合には既存の電柱又は電線を撤去するものとする。
- 七 無電柱化の費用は、無電柱化に係る事業の特性を踏まえた国、地方公共団体及び関係事業者の適切な役割分担の下、これらの者がその役割分担に応じて負担するものとするとともに、政府は、調査研究、技術開発等の推進等のほか、無電柱化を円滑かつ迅速に推進する観点から、無電柱化の費用の縮減を図るための方策その他の国、地方公共団体及び関係事業者の負担を軽減するための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 八 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 九 この法律は、公布の日から施行することとする。

自転車活用推進法案(衆第10号)

(衆議院 28.12.6可決 参議院 12.6国土交通委員会付託 12.9本会議可決)

【要旨】

本法律案は、極めて身近な交通手段である自転車の活用による環境への負荷の低減、災害時における交通の機能の維持、国民の健康の増進等を図ることが重要な課題であることに鑑み、自転車の活用の推進に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び自転車の活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、自転車活用推進本部を設置することにより、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 基本理念として、自転車の活用の推進は、公共の利益の増進に資するものであるという基本的

認識の下に、交通体系における自転車による交通の役割を拡大することを旨として、交通の安全の確保を図りつつ、行われなければならないことについて定めることとする。

- 二 自転車の活用の推進に関する国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を定めることとする。
- 三 自転車の活用の推進に関して、重点的に検討され、及び実施されるべき施策は、自転車専用道路等の整備、自転車の活用による国民の健康の保持増進、自転車と公共交通機関との連携の促進、災害時における自転車の有効活用体制の整備等とすることとする。
- 四 政府は、自転車の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、自転車活用推進計画を定めなければならないこととするとともに、都道府県は都道府県自転車活用推進計画を、市町村は市町村自転車活用推進計画をそれぞれ定めるよう努めなければならないこととする。
- 五 国土交通省に、自転車活用推進本部を置くこととする。
- 六 国民の間に広く自転車の活用の推進についての関心と理解を深めるため、自転車の日及び自転車月間を設けることとし、自転車の日は5月5日、自転車月間は同月1日から同月31日までとすることとする。
- 七 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 八 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案(衆第11号)

(衆議院 28. 12. 6可決 参議院 12. 6国土交通委員会付託 12. 9本会議可決)

【要旨】

本法律案は、自動車運送事業に係る輸送の安全を確保するため、当該事業に係る事業用自動車の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することの防止について定める等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 道路運送法の一部改正

旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならないこととする。

二 貨物自動車運送事業法の一部改正

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならないこととする。

三 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行することとする。ただし、2は、公布の日から施行することとする。
- 2 政府は、不適切な運送契約が締結されること等により、貸切バス（一般貸切旅客自動車運送事業者の事業用自動車）の運行の安全が確保されず、多数の旅客に甚大な被害が生じるおそれがある現状に鑑み、貸切バス事業者の増加の状況、法令遵守の状況、事故の発生状況等を勘案し、貸切バスの運行の安全の確保を実効的に行うための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととする。

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案(第189回国会衆第20号)

(衆議院 28. 12. 6修正議決 参議院 12. 7内閣委員会付託 12. 14本会議修正議決 ※)

※ 28. 12. 14、衆議院へ回付。12. 15、衆議院同意。

【要旨】

本法律案は、特定複合観光施設区域の整備の推進が、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに

に、財政の改善に資するものであることに鑑み、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、特定複合観光施設区域整備推進本部を設置することにより、これを総合的かつ集中的に行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、この法律において「特定複合観光施設」とは、カジノ施設及び会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設その他の観光の振興に寄与すると認められる施設が一体となっている施設であって、民間事業者が設置及び運営をするものをいい、「特定複合観光施設区域」とは、特定複合観光施設を設置することができる区域として、別に法律で定めるところにより地方公共団体の申請に基づき国の認定を受けた区域をいう。

二、基本理念として、特定複合観光施設区域の整備の推進は、地域の創意工夫及び民間の活力を生かした国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、地域経済の振興に寄与するとともに、適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ施設の収益が社会に還元されることを基本として行われるものとする。

三、国は、二の基本理念にのっとり、特定複合観光施設区域の整備を推進する責務を有する。

四、政府は、五から七までに基づき、特定複合観光施設区域の整備の推進を行うものとし、このために必要な措置を講ずるものとする。この場合において、必要となる法制上の措置については、この法律の施行後１年以内を目途として講じなければならない。

五、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本方針として、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成等、観光産業等の国際競争力の強化及び地域経済の振興、地方公共団体の構想の尊重、カジノ施設関係者に対する規制並びにカジノ施設の設置及び運営に関する規制に係る事項を定める。

六、カジノ管理委員会は、別に法律で定めるところにより、内閣府に外局として置かれるものとし、カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保を図るため、カジノ施設関係者に対する規制を行うものとする。

七、国及び地方公共団体は、別に法律で定めるところにより、カジノ施設の設置及び運営をする者から納付金を、カジノ施設の入場者から入場料を、それぞれ徴収することができるものとする。

八、内閣に、内閣総理大臣を特定複合観光施設区域整備推進本部長とする特定複合観光施設区域整備推進本部を設置し、同本部は、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する総合調整、必要な法律案及び政令案の立案等に関する事務をつかさどる。

九、この法律は、公布の日から施行する。ただし、八については公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【修正要旨】

一、政府がカジノ施設の設置及び運営に関し講ずべきカジノ施設の入場者が悪影響を受けることを防止するために必要な措置として、ギャンブル依存症等の防止について明示する。

二、この法律の規定及び第５条の規定に基づく措置については、この法律の施行後５年以内を目途として、必要な見直しが行われるべきものとする。

【附帯決議】（28.12.13内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

一 特定複合観光施設区域の整備を推進するに当たっては、特に、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響を排除する観点、我が国の伝統・文化・芸術を活かした日本らしい国際競争力の高い魅力ある観光資源を整備する観点、並びにそれらを通じた観光及び地域経済の振興に寄与する観点に特に留意すること。

二 政府は、法第５条に基づき必要となる法制上の措置を講じるに当たり、特定複合観光施設区域の整備の推進に係る目的の公益性、運営主体等の性格、収益の扱い、射幸性の程度、運営主体の廉潔性、運営主体の公的管理監督、運営主体の財政的健全性、副次的弊害の防止等の観点から、刑法の賭博に関する法制との整合性が図られるよう十分な検討を行うこと。

- 三 特定複合観光施設については、国際的・全国的な視点から、真に観光及び地域経済の振興の効果を十分に発揮できる規模のものとし、その際、特定複合観光施設全体に占めるカジノ施設の規模に上限等を設けるとともに、あくまで一体としての特定複合観光施設区域の整備が主眼であることを明確にすること。
- 四 特定複合観光施設区域の数については、我が国の特定複合観光施設としての国際的競争力の観点及びギャンブル等依存症予防等の観点から、厳格に少数に限ることとし、区域認定数の上限を法定すること。
- 五 地方公共団体が特定複合観光施設区域の認定申請を行うに当たっては、公営競技の法制に倣い、地方議会の同意を要件とすること。また、地方公共団体による公聴会の開催など、地域の合意形成に向けた具体的なアクションや依存症や治安維持などの地域対策を、国の認定に当たっては十分に踏まえること。
- 六 特定複合観光施設区域の整備が真に観光及び地域経済の振興に寄与するため、また、特定複合観光施設の設置の前提として犯罪防止・治安維持、青少年の健全育成、依存症防止等の観点から問題を生じさせないようにするため、特定複合観光施設区域の整備の推進における地方公共団体の役割を明確化するよう検討すること。
- 七 カジノ施設の設置及び運営をしようとする者その他カジノ施設関係者については、真に適格な者のみが選定されるよう厳格な要件を設けるとともに、その適合性について徹底した調査を行うことができるよう法制上の措置を講ずること。また、カジノ施設を含む特定複合観光施設全体の健全な運営等を確保するため、事業主体としての一体性及び事業活動の廉潔性が確保されるよう、法制上の措置を講ずること。
- 八 依存症予防等の観点から、カジノには厳格な入場規制を導入すること。その際、自己排除、家族排除プログラムの導入、入場料の徴収等、諸外国におけるカジノ入場規制の在り方やその実効性等を十分考慮し、我が国にふさわしい、清廉なカジノ運営に資する法制上の措置を講ずること。
- 九 入場規制の制度設計に当たっては、個人情報の保護との調整を図りつつ、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に定める「個人番号カード」をいう。）の活用を検討すること。
- 十 ギャンブル等依存症患者への対策を抜本的に強化すること。我が国におけるギャンブル等依存症の実態把握のための体制を整備し、その原因を把握・分析するとともに、ギャンブル等依存症患者の相談体制や臨床医療体制を強化すること。加えて、ギャンブル等依存症に関する教育上の取組を整備すること。また、カジノにとどまらず、他のギャンブル・遊技等に起因する依存症を含め、ギャンブル等依存症対策に関する国の取組を抜本的に強化するため、ギャンブル等依存症に総合的に対処するための仕組・体制を設けるとともに、関係省庁が十分連携して包括的な取組を構築し、強化すること。また、このために十分な予算を確保すること。
- 十一 法第9条及び第10条に定める各種規制等の検討に当たっては、諸外国におけるカジノ規制の現状等を十分踏まえるとともに、犯罪防止・治安維持、青少年の健全育成、依存症防止等の観点から問題を生じさせないように、世界最高水準の厳格なカジノ営業規制を構築すること。なお、諸外国におけるいわゆる「ジャンケット」の取扱についてはきわめて慎重に検討を行うこと。
- 十二 カジノにおけるマネー・ローンドリングの防止を徹底する観点から、第7項の事業主体の廉潔性を確保するための措置、第8項及び第9項のカジノへの厳格な入場規制を導入するための措置、第11項の世界最高水準の厳格なカジノ営業規制を構築するための措置に加え、マネー・ローンドリング対策に関する国際基準であるFATF勧告に適切に対応するため、諸外国の規制の現状等を踏まえつつ、カジノの顧客の取引時確認、確認記録の作成・保存、疑わしい取引の届出等について、罰則を含む必要かつ厳格な措置を講ずること。また、カジノにおけるマネー・ローンドリングの防止を徹底する観点から、厳格な税の執行を確保すること。
- 十三 カジノ管理委員会は、独立した強い権限を持ついわゆる三条委員会として設置し、カジノ管理委員会がカジノ営業規制等を厳格に執行できる体制の構築が不可欠であり、特に、カジノ導入時から厳格な規制を執行できるよう、十分な機構・定員を措置するとともに、適切な人材を配置

するほか、厳格なカジノ営業規制等や関係事業者に対する行政処分等の監督を有効に執行できる人材育成の在り方も検討すること。また、特定複合観光施設の設置の前提として犯罪防止・治安維持、青少年の健全育成、依存症防止等の観点から問題を生じさせないようにするため、都道府県警察その他の関係機関の必要な体制を確保するとともに、カジノ管理委員会とこれらの関係機関の連携体制を確保すること。

十四 カジノの運営主体が民間事業者になることに鑑み、カジノ事業者に適用される税制・会計規則等につき、諸外国の制度を十分に勘案の上、検討を行うこと。

十五 法第12条に定める納付金を徴収することとする場合は、その使途は、法第1条に定める特定複合観光施設区域の整備の推進の目的と整合するものとするとともに、社会福祉、文化芸術の振興等の公益のためにも充ててことを検討すること。また、その制度設計に当たっては、依存症対策の実施をはじめ法第10条に定める必要な措置の実施や周辺地方公共団体等に十分配慮した検討を行うこと。

十六 以上を含め、法第5条に定める必要となる法制上の措置の検討に当たっては、十分に国民的な議論を尽くすこと。

右決議する。

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案(第190回国会衆第34号)

(衆議院 28. 11. 22可決 参議院 11. 28文教科学委員会付託 12. 7本会議可決)

【要旨】

本法律案は、教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、不登校児童生徒に対する教育機会の確保、夜間中学における就学の機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、基本理念及び基本指針

- 1 基本理念として、全ての児童生徒が安心して教育を受けられる学校環境の確保、不登校児童生徒の多様な学習活動の実情を踏まえた支援、年齢等にかかわらず教育を受ける機会の確保等を定める。
- 2 文部科学大臣は、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本指針を定め、その際に、地方公共団体及び民間の団体等の関係者の意見を反映させるための措置を講ずる。

二、教育機会の確保等に関する国及び地方公共団体の措置

- 1 国及び地方公共団体の措置として、学校における取組への支援、支援の状況等に係る情報の共有の促進、不登校特例校や教育支援センターの整備、学校以外の場における学習活動の状況等の継続的な把握、学校以外の場における学習活動等を行う不登校児童生徒に対する支援等について定める。
- 2 地方公共団体の措置として、夜間中学における就学の機会の提供等、及びそれらの事務に関する関係する地方公共団体による協議会について定める。
- 3 教育機会の確保等に関するその他の施策として、調査研究、国民の理解の増進、人材の確保、教材の提供等の学習支援、相談体制の整備等について定める。

三、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して2月を経過した日から施行する。ただし、二の2は、公布の日から施行する。
- 2 政府は、速やかに、教育機会の確保等のために必要な経済的支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- 3 政府は、多様な学習活動の実情を踏まえ、この法律の施行後3年以内にこの法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づき、教育機会の確保等の在り方の見直しを含め、必要

な措置を講ずる。

【附帯決議】（28.12.6文教科学委員会議決）

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、本法に定める不登校児童生徒に対する支援に当たっては、全ての児童生徒に教育を受ける権利を保障する憲法のほか、教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、不登校の児童生徒やその保護者を追い詰めることのないよう配慮するとともに、児童生徒の意思を十分に尊重して支援が行われるよう配慮すること。
- 二、本法第2条第3号に定義された不登校児童生徒への支援、その他不登校に関する施策の実施に当たっては、不登校は学校生活その他の様々な要因によって生じるものであり、どの児童生徒にも起こり得るものであるとの視点に立って、不登校が当該児童生徒に起因するものと一般に受け取られないよう、また、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること。
- 三、文部科学大臣は、本法第7条の基本指針の策定に当たっては、特に児童生徒や保護者、学校関係者などの当事者の意見を多面的に聴取しその意見を反映させるとともに、本法第3条第1号に掲げる基本理念にのっとり、多様な児童生徒を包摂し共生することのできる学校環境の実現を図ること。また、その学校環境の実現のために、教職員が児童生徒と向き合う時間を十分に確保できるよう、必要な措置を講ずること。
- 四、本法第8条の運用に当たっては、本法第13条の趣旨も踏まえ、例えば、いじめから身を守るために一定期間休むことを認めるなど、児童生徒の状況に応じた支援を行うこと。
- 五、本法第3章に定める不登校児童生徒の環境や学習活動、支援などについての状況の把握、情報の共有に当たっては、家庭環境や学校生活におけるいじめ等の深刻な問題の把握に努めつつ、個人のプライバシーの保護に配慮して、原則として当該児童生徒や保護者の意思を尊重すること。
- 六、本法第10条に定める不登校特例校の整備や第19条に定める教材の提供その他の学習の支援に当たっては、営利を目的とする団体等によるものには慎重を期すこととし、教育水準の低下を招くおそれがある場合には、これを認めないこと。また、不登校特例校や本法第11条に定める学習支援施設の運用に当たっては、本人や保護者の意思が最優先であるとの基本認識の下、本人や保護者の意見を聴取するなどし、不登校となった児童生徒が一般の学校・学級で学ぶ権利を損ねることのないようにすること。
- 七、本法第14条に定める夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置により、就学の機会を希望する学齢超過者に対し、就学の機会が可及的速やかに提供されるよう、地方公共団体は、本法第15条に定める協議会の全ての都道府県への設置に努めるとともに、政府は、地方公共団体に対して積極的な支援を行うこと。
- 八、夜間その他特別な時間において授業を行う学校が、不登校の生徒を受け入れる場合においても、様々な事情で義務教育を受けることができなかった学齢超過者等の教育を保障する役割を担っていることを今後も十分に尊重するとともに、その実態を踏まえ、教員の加配も含めた教職員の配置の拡充や教職員の研修の充実を図ること。また、その整備に当たっては、地域の実情を十分に考慮し、画一的なものとならないようにすること。
- 九、不登校の児童生徒が、いわゆるフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対しては、その負担の軽減のための経済的支援の在り方について検討し、その結果に基づき必要な財政上の措置を講ずること。

右決議する。

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律案(第190回国会衆第43号)

（衆議院 28.11.22可決 参議院 11.28財政金融委員会付託 12.2本会議可決）

【要旨】

本法律案は、国民生活の安定向上及び社会福祉の増進に資するため、休眠預金等に係る預金者等

の利益を保護しつつ、休眠預金等に係る資金を民間公益活動を促進するために活用するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、休眠預金等に係る資金の移管及び管理等

- 1 最終異動日等から10年を経過した預金等を休眠預金等とする。
- 2 預金者等が有する休眠預金等に係る債権は、金融機関による公告及び預金者等への通知が行われた後、金融機関から預金保険機構に対して休眠預金等移管金の納付があったときは、消滅する。
- 3 休眠預金等の預金者等であった者は、預金保険機構又はその委託を受けた金融機関に対し、預金等の元本及び利子に相当する額である休眠預金等代替金の支払を請求することができる。

二、休眠預金等交付金に係る資金の活用

- 1 休眠預金等交付金に係る資金は、国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決を図ることを目的として行われる民間公益活動に活用されるとともに、その活用に当たっては、多様な意見の適切な反映、民間の団体の創意と工夫の十分な発揮などに配慮されるものとする。
- 2 内閣総理大臣は、内閣府に設置される休眠預金等活用審議会の意見を聴いた上で、休眠預金等交付金の活用に係る基本方針及び基本計画を策定又は変更し、公表する。
- 3 基本計画には、休眠預金等交付金に係る資金を原資とする助成又は貸付けを受けて、民間公益活動を行う団体に助成等を行う資金分配団体等の選定に係る基準など、必要な事項を定める。
- 4 内閣総理大臣は、民間公益活動の促進に資することを目的とする一般財団法人を、資金分配団体に対する助成又は貸付け等の業務を行う指定活用団体として指定し、預金保険機構は、指定活用団体に休眠預金等交付金を交付する。

三、施行期日等

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、施行日以後に最終異動日等から9年を経過することとなる預金等について適用する。

【附帯決議】(28.12.1財政金融委員会議決)

本法施行に当たり、関係者及び政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 本法の規定及び実施される制度の運用については、実施状況等を勘案して検討を行い、施行から5年後に、幅広く見直しを行うこと。
- 一 休眠預金等に係る資金が適切に活用され、国民生活の安定向上及び社会福祉の増進に資するという本法の目的が達成されるよう、民間公益活動の実情につき政府として定期的に内容を把握確認するとともに、情報公開に努めること。

右決議する。

部落差別の解消の推進に関する法律案(第190回国会衆第48号)

(衆議院 28.11.17可決 参議院 11.30法務委員会付託 12.9本会議可決)

【要旨】

本法律案は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現するため、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 基本理念

部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一

一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

二 国及び地方公共団体の責務

国は、一の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。地方公共団体は、一の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

三 相談体制の充実

国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとし、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

四 教育及び啓発

国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとし、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

五 部落差別の実態に係る調査

国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

六 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】(28. 12. 8法務委員会議決)

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。
- 二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。
- 三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。
右決議する。

予 算

平成二十八年度一般会計補正予算(第2号)

平成二十八年度特別会計補正予算(特第2号)

平成二十八年度政府関係機関補正予算(機第1号)

(衆議院 28.10.4可決 参議院 10.4予算委員会付託 10.11本会議可決)

【概要】

日本経済は、雇用・所得環境が改善する一方で潜在成長力の低迷などを背景に個人消費や設備投資などの需要が力強さを欠く状況にあり、世界経済も、新興国の成長鈍化、英国のEU離脱、需要の低迷などの下方リスクが懸念される状況となった。このような経済情勢を踏まえ、政府は、平成28年8月2日に事業規模28.1兆円（財政措置13.5兆円）の「未来への投資を実現する経済対策」を閣議決定した。

平成二十八年度第2次補正予算（第2号、特第2号及び機第1号）は、当該経済対策の実施に必要な経費の追加等のために編成され、8月24日に閣議決定された。

一般会計の歳出においては、一億総活躍社会の実現の加速7,119億円、21世紀型のインフラ整備1兆4,056億円、英国のEU離脱に伴うリスクへの対応並びに中小企業等の支援4,307億円、震災復興や防災対策等の強化1兆4,389億円、東日本大震災復興特別会計へ繰入1,272億円が追加された一方、国債費などの既定経費8,275億円が減額された。歳入においては、税外収入2,844億円、公債金（建設公債）2兆7,500億円及び前年度剰余金受入2,525億円が追加された。

以上の結果、歳入歳出における差引追加額3兆2,869億円を加えた補正後の一般会計予算の規模は、100兆87億円となった。

また、本補正予算では、平成28年度財政投融资計画について、インフラ整備に対する超長期の資金供給等を行うため、株式会社日本政策金融公庫等13機関に対し総額3兆6,022億円が追加された。このうち、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対しては、リニア中央新幹線の全線開業前倒しや整備新幹線の整備加速化のため、財政融資2兆3,279億円が追加された。

平成二十八年度第2次補正予算のフレーム(一般会計)

(単位:億円)

歳出の補正		歳入の補正	
1. 一億総活躍社会の実現の加速	7,119	1. 税外収入	2,844
2. 21世紀型のインフラ整備	14,056	2. 公債金	27,500
3. 英国のEU離脱に伴う不安定性などのリスクへの対応並びに中小企業・小規模事業者及び地方の支援	4,307	3. 前年度剰余金受入	2,525
4. 熊本地震や東日本大震災からの復興や安全・安心、防災対策の強化	14,389		
5. 東日本大震災復興特別会計へ繰入	1,272		
6. 既定経費の減額	▲ 8,275		
合 計	32,869	合 計	32,869

条 約

パリ協定の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)(先議)

(参議院 28. 10. 19外交防衛委員会付託 10. 28本会議承認 衆議院 11. 8承認)

【要旨】

この協定は、気候変動の脅威に対する世界全体での対応を強化することを目的として、緩和、適応、支援及び透明性に係る取組、世界全体としての実施状況の検討等について定めるものであり、2015年（平成27年）12月にパリで開催された気候変動に関する国際連合枠組条約（以下「条約」という。）の締約国会議第21回会合において採択されたものである。この協定は、前文、本文29箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定は、世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏2度高い水準を十分に下回るものに抑えること及び世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏1.5度高い水準までのものに制限するための努力を継続すること等により、気候変動の脅威に対する世界全体での対応を強化することを目的とする。
- 二、全ての締約国は、気候変動に対する世界全体での対応に向けた自国が決定する貢献（以下「国が決定する貢献」という。）に関し、この協定に定める野心的な努力に取り組み、及びその努力を通報する。
- 三、締約国は、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成するために、世界全体の温室効果ガスの排出量ができる限り速やかにピークに達すること及びその後は利用可能な最良の科学に基づいて迅速な削減に取り組むことを目的とする。
- 四、各締約国は、自国が達成する意図を有する累次の国が決定する貢献を作成し、5年ごとに通報し、及び維持する。締約国は、当該国が決定する貢献の目的を達成するため、緩和に関する国内措置を遂行する。
- 五、各締約国による累次の国が決定する貢献については、各締約国によるその直前の国が決定する貢献を超える前進を示し、及び各締約国のできる限り高い野心を反映するものとなる。
- 六、締約国は、一部の締約国が、国が決定する貢献の実施に際し、緩和及び適応に関する行動を一層野心的なものにすることを可能にし、並びに持続可能な開発及び環境の保全を促進するため、任意の協力を行うことを選択することを認識する。
- 七、締約国は、この協定により、気候変動への適応に関する能力の向上並びに気候変動に対する強靱（じん）性の強化及びぜい弱性の減少という適応に関する世界全体の目標を定める。
- 八、先進締約国は、条約に基づく既存の義務を継続するものとして、緩和及び適応に関し、開発途上締約国を支援するため、資金を供与する。当該支援について、他の締約国は、任意に、提供すること又は引き続き提供することが奨励される。
- 九、先進締約国は、開発途上締約国のために提供され、及び公的な関与を通じて動員された支援に関する透明性及び一貫性のある情報を2年ごとに提供する。他の締約国は、同様に当該情報を提供することが奨励される。
- 十、締約国は、技術開発及び技術移転に関する協力的な行動を強化する。
- 十一、全ての締約国は、この協定を実施するための開発途上締約国の能力を向上させるために協力すべきである。先進締約国は、開発途上締約国における能力の開発に関する行動に対する支援を強化すべきである。
- 十二、この協定により、行動及び支援に関する強化された透明性の枠組みであって、締約国の異なる能力を考慮し、及び全体としての経験に立脚した内在的な柔軟性を備えるものを設定する。
- 十三、各締約国は、温室効果ガスの人為的な発生源による排出及び吸収源による除去に関する自国の目録に係る報告書並びに国が決定する貢献の実施及び達成における進捗状況を追跡するために必要な情報を定期的に提供する。

十四、先進締約国は、開発途上締約国に提供される資金上の支援、技術移転に関する支援及び能力の開発に関する支援についての情報を提供する。支援を提供する他の締約国は、当該情報を提供すべきである。

十五、各締約国が前記十三及び十四に基づいて提供する情報は、技術専門家による検討を受ける。各締約国は、この協定の資金に係る規定に基づく努力並びに国が決定する貢献の実施及び達成に関する進捗状況についての促進的な多数国間の検討に参加する。

十六、この協定の締約国の会合としての役割を果たす条約の締約国会議は、この協定の目的及び長期的な目標の達成に向けた全体としての進捗状況を評価するためのこの協定の実施状況に関する定期的な検討を行う。締約国会議は、最初の検討を2023年に行い、その後は5年ごとに行う。

十七、この協定により、この協定の規定の実施及び遵守を促進するための制度を設立する。

十八、この協定は、55以上の条約の締約国であって、世界全体の温室効果ガスの総排出量のうち推計で少なくとも55パーセントを占める温室効果ガスを排出するものが、批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した日の後30日目の日に効力を生ずる。

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）

（衆議院 継続審査）

【要旨】

本協定は、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国の軍隊との間における物品又は役務の提供に係る決済手続等の基本的な条件を定めるものであり、平和安全法制により、自衛隊から米軍に対して実施し得る物品・役務提供の内容が拡大されたところ、現行の決済手続等と同様の枠組みを適用できるようにするため、新協定を作成するものである。

環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件（第190回国会閣条第8号）

（衆議院 28. 11. 10承認 参議院 11. 11環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会付託 12. 9本会議承認）

【要旨】

この協定は、協定交渉参加12箇国の間において、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、知的財産、電子商取引、国有企業、環境等幅広い分野で21世紀型の新たなルールを構築するための法的枠組みを設けるものであり、2016年（平成28年）2月4日にニュージーランドのオークランドで署名されたものである。この協定は、前文、本文30章及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

一、締約国は、1994年のガット第24条及びサービス貿易一般協定第5条の規定に従って自由貿易地域を設定することを定める。

二、各締約国は、1994年のガット第3条の規定の例により、他の締約国の産品に対して内国民待遇を与えること、協定に別段の定めがある場合を除くほか、原産品について、各締約国の関税に係る約束について定める附属書二-Dの自国の表に従って、漸進的に関税を撤廃すること等を定める。

三、原産地規則について定めるとともに、他の締約国の領域において他の産品の生産に使用される1又は2以上の締約国の原産品又は原産材料を当該他の締約国の領域における原産品又は原産材料とみなすこと等を定める。各締約国は、輸出者、生産者又は輸入者によって作成された原産地証明書に基づき、当該輸入者が関税上の特惠待遇の要求を行うことができることを定める。また、繊維又は繊維製品について適用される原産地規則及び関連事項について定める。

四、税関手続、セーフガード措置、ダンピング防止税及び相殺関税について定める。締約国は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく権利及び義務を確認すること等を定める。また、貿

易の技術的障害に関する協定の規定のうち、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成すもの等について定める。

五、各締約国は、自国の領域内で行われる投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営及び売却その他の処分に関し、他の締約国の投資家及び対象投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与えること等を定める。また、投資家と国との間の紛争解決について定める。

六、各締約国は、国境を越えるサービスの貿易について、他の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与えること等を定める。

七、各締約国は、金融サービスについて、他の締約国の投資家及び金融機関等に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与えること等を定める。

八、締約国は、他の締約国のビジネス関係者が一定の要件を満たす場合には、当該ビジネス関係者に対し、附属書十二-Aに記載する約束に定める範囲内で、一時的な入国又は一時的な滞在の延長を許可すること等を定める。

九、各締約国は、他の締約国の企業が、合理的であり、かつ、差別的でない条件で、当該各締約国の領域において又は当該各締約国の国境を越えて提供される公衆電気通信サービスへのアクセス及びその利用ができることを確保すること等を定める。

十、いずれの締約国も、締約国の者その他の締約国の者との間の電子的な送信に対して関税を課してはならないこと、他の締約国の領域において生産等が行われたデジタル・プロダクト等に対し、他の同種のデジタル・プロダクトに与える待遇よりも不利な待遇を与えてはならないこと等を定める。

十一、政府調達における内国民待遇及び無差別待遇、調達の方法、原産地規則等の一般原則について定める。

十二、各締約国は、反競争的な事業行為を禁止する国の競争法令を制定し、又は維持し、及び反競争的な事業行為に関連して適当な手段をとること等を定める。

十三、各締約国は、自国の各国有企業が、商業活動に従事する場合には、物品又はサービスの購入又は販売に当たり、商業的考慮に従って行動すること、他の締約国の企業によって提供される物品又はサービスに対し、無差別待遇を与えることを確保すること等を定める。

十四、知的財産の保護について、商標、地理的表示、特許及び開示されていない試験データその他のデータ、意匠、著作権及び関連する権利等について定めるとともに、知的財産権に関する権利行使の実務について定める。

十五、各締約国は、自国の法律等において、労働者の基本的な権利を採用し、及び維持すること等を定める。

十六、各締約国は、自国の環境法令及び環境に関する政策が高い水準の環境の保護について定め、及びこれを奨励することを確保するよう努めること等を定める。

十七、協力及び能力開発、競争力及びビジネスの円滑化、開発、中小企業、規制の整合性、透明性及び腐敗行為の防止、運用及び制度、紛争解決、例外等について定める。

十八、協定の改正、協定への加入、協定の効力発生等について定める。

承認を求めるの件

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(閣承認第1号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本件は、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第3条第3項の規定により閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」に基づく入港禁止の実施につき、同法第5条第1項の規定に基づいて国会の承認を求めようとするものである。

予備費等承諾を求めるの件

平成二十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

一般会計予備費予算額3,500億円のうち、平成27年4月3日から12月22日までの間に使用を決定した金額は1,791億円で、その内訳は、消費税の軽減税率制度の円滑な導入・運用に必要な経費995億円、賠償償還及払戻金の不足を補うために必要な経費582億円、主要国首脳会議の開催準備に必要な経費96億円などである。

平成二十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

一般会計予備費予算総額3,500億円のうち、平成28年2月1日から2月5日までに使用を決定した金額は8億円で、その内訳は、選挙人名簿の登録制度の見直しに伴う選挙人名簿システムの改修に必要な経費6億円、訟務費の不足を補うために必要な経費1億円である。

決算その他

平成二十七年一般会計歳入歳出決算、平成二十七年特別会計歳入歳出決算、平成二十七年国保税納金整理資金受払計算書、平成二十七年政府関係機関決算書

(衆議院 継続審査 参議院 28. 11. 28決算委員会付託 継続審査)

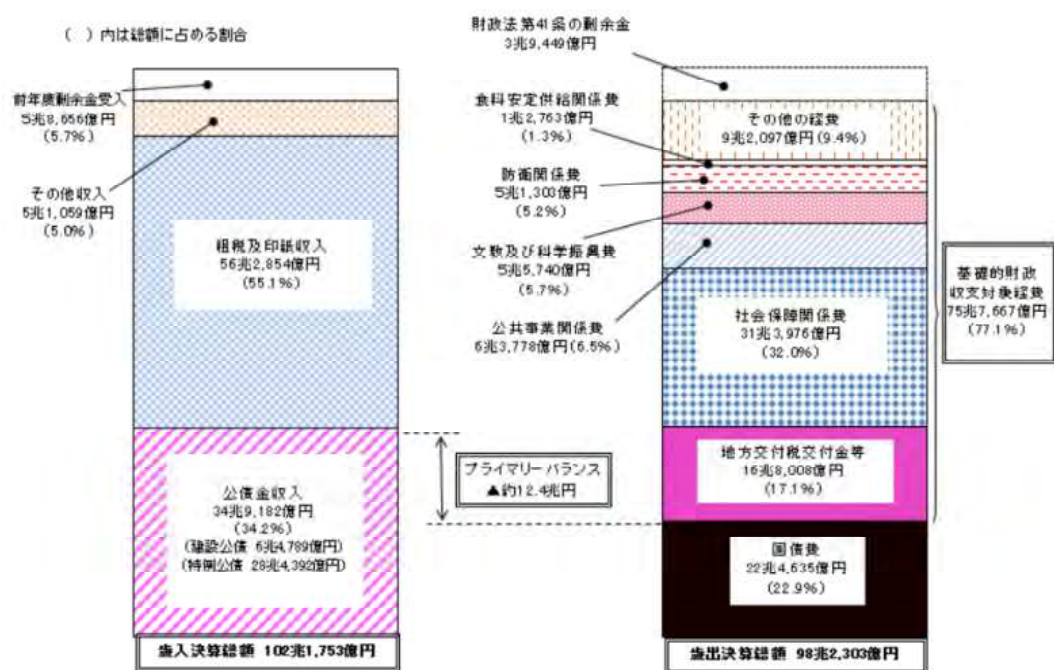
平成二十七年一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は102兆1,753億円、歳出決算額は98兆2,303億円であり、差引き3兆9,449億円の剰余を生じた。この剰余金は、財政法第41条の規定により、平成28年度の歳入に繰り入れられた。なお、財政法第6条の純剰余金は2,544億円である。

平成二十七年特別会計歳入歳出決算における14の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は402兆8,841億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は386兆2,143億円である。

平成二十七年国保税納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は73兆4,167億円であり、資金からの一般会計等の歳入への組入額等は72兆2,196億円であるため、差引き1兆1,971億円の剰余を生じた。

平成二十七年政府関係機関決算書における4機関の収入済額を合計した収入決算額は1兆920億円、支出済額を合計した支出決算額は9,196億円である。

〈平成二十七年一般会計歳入歳出決算の概要〉



(資料)「平成27年度決算の説明」より作成

平成二十七年国国有財産増減及び現在額総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 28. 11. 28決算委員会付託 継続審査)

平成二十七年国国有財産増減及び現在額総計算書における27年度中の国国有財産の差引純減少額は4兆5,318億円、27年度末現在額は105兆982億円である。

平成二十七年^度国有財産無償貸付状況総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 28. 11. 28決算委員会付託 継続審査)

平成二十七年^度国有財産無償貸付状況総計算書における27年度中の国有財産の無償貸付の差引純増加額は146億円、27年度末現在額は1兆563億円である。

N H K 決算

日本放送協会平成二十七年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の平成27年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

平成27年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は1兆432億円、負債合計は3,478億円、純資産合計は6,954億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は6,859億円、経常事業支出は6,670億円となっており、経常事業収支差金は188億円となっている。

日本放送協会平成二十五年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の平成25年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

平成25年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は9,342億円、負債合計は3,073億円、純資産合計は6,269億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は6,552億円、経常事業支出は6,496億円となっており、経常事業収支差金は56億円となっている。

日本放送協会平成二十六年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の平成26年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

平成26年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は9,971億円、負債合計は3,305億円、純資産合計は6,665億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は6,730億円、経常事業支出は6,561億円となっており、経常事業収支差金は169億円となっている。